

各論



＜各論の構成と見方＞

- ◎「施策の体系」に基づき、「施策分野」別に各章を構成しています。
- ◎各施策分野における「施策の方針」ごとに【現状と課題】と【施策の基本的方向性】を記載しています。
- ◎【現状と課題】を補足する資料として、本計画策定に先立って実施した障がい者等実態調査結果の中から、アンケート調査結果のグラフや、アンケート調査やヒアリング調査で寄せられた意見（当事者の声）を掲載しています。
- ◎【施策の基本的方向性】では、本計画の基本目標を実現するための今後の施策の基本的方向性を示しています。
- ◎施策の基本的方向性を具現化する関係事業等のうち主なものを【具体的取組】として表にまとめています。この表に掲載された事業等のうち、表中の「管理」欄に「○」を付けたものは、これらの事業等の実績や進捗を把握することによって、本計画の推進状況を点検・管理していく事業として考えているものです。



第1章 心のバリアフリーの推進【啓発・広報】

1. 啓発・広報活動の充実

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながらいきいきと生活することのできる共生社会の実現に向け、障がいのことを正しく理解し、障がい者の人権を尊重することが大切です。

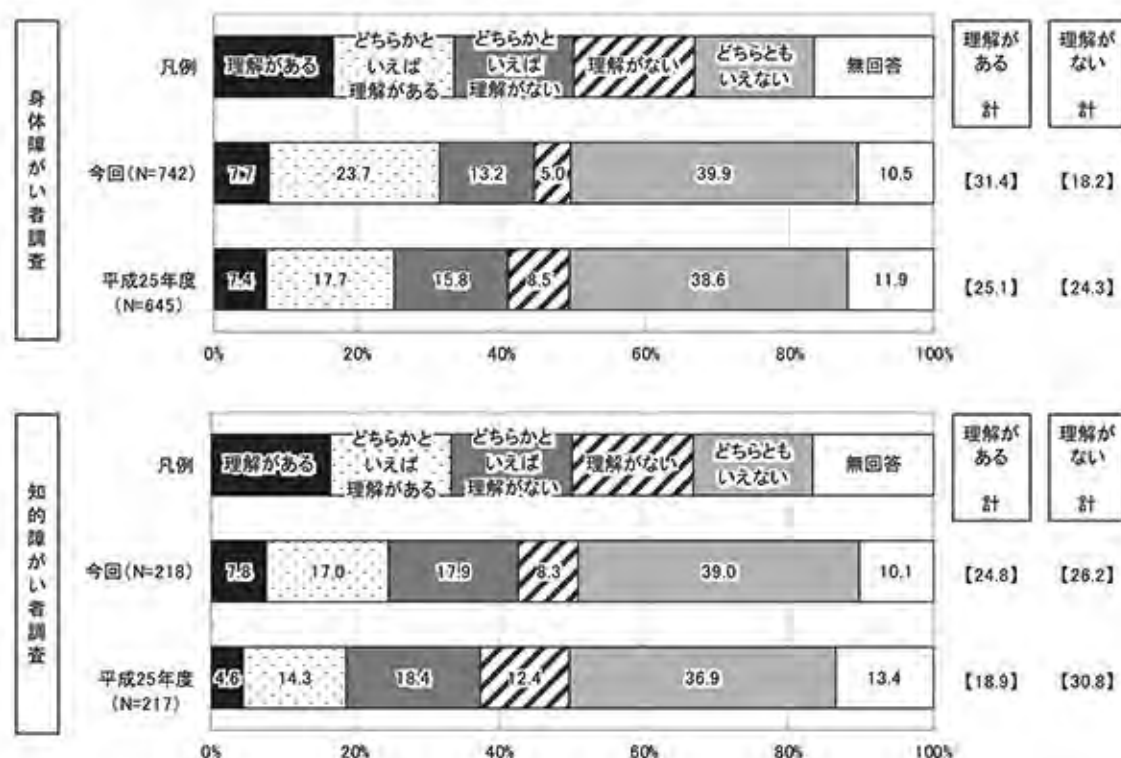
本市では、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例（平成30年4月）」等により、あらゆる差別のないまちづくりの実現に努めています。

一方、障がい者に対する市民の理解に関するアンケート調査結果を平成25年度と比較すると、すべての障がい種別で「理解がある」と回答した人の割合が高くなりましたが、依然として、身体障がい者以外では「理解がない」の割合が「理解がある」を上回っています。

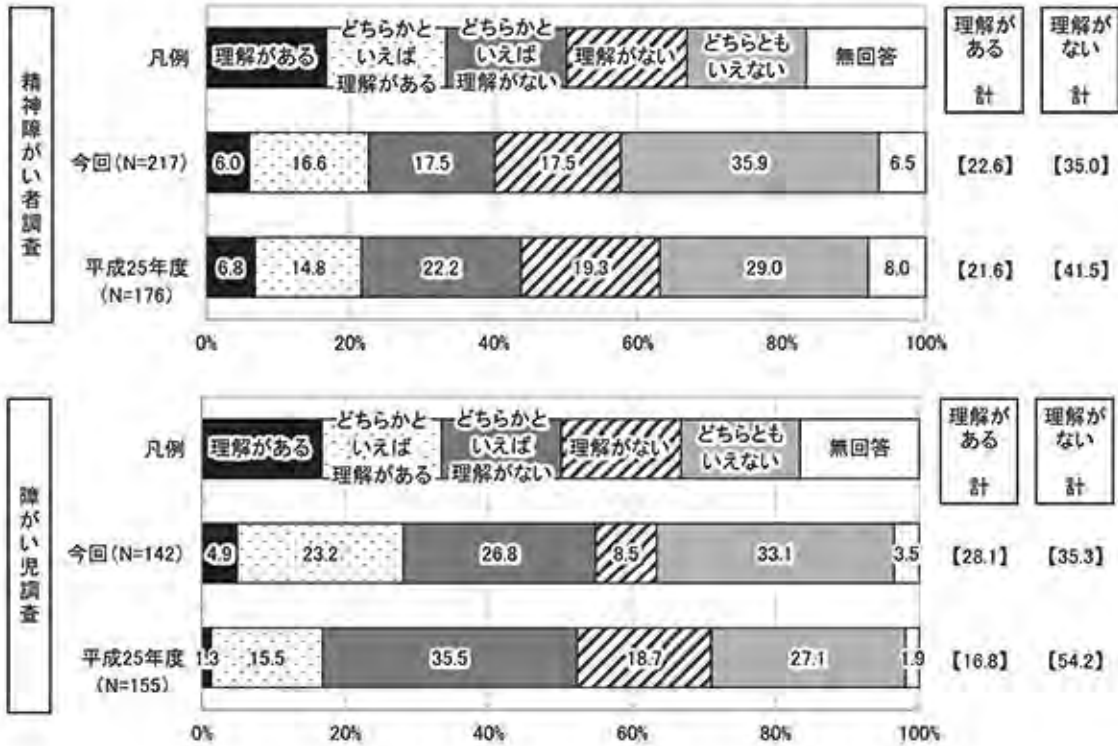
障がい者団体からのヒアリングにおいても、障がいの特性についての理解はまだ十分ではない状況もうかがえます。

よって、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、ともに支えあうことのできる「心のバリアフリー」を、今後一層推進する必要があります。

【障がい者に対する市民の理解度】



【障がい者に対する市民の理解度】



○市民の声

- ・特に精神、発達等の障がい特性については理解が進んでいないため、就学、就労、地域参加など様々な場面での受け入れが難しい状況にある。
- ・障がい者の支援団体は、それぞれいろいろな取組をされているが、そこに市民の参加を進めたり、色々な人たちが集まることで、理解が進んでいくのではないかと。

施策の基本的方向性

- 障がい者の人権や障がいの特性等について、広報紙などの各種媒体やイベント等の機会を活用して、より一層の啓発広報活動を展開し、「心のバリアフリー」を推進します。
- とりわけ、いまだに十分な理解が得られていないと考えられる精神障がい、発達障がいについて、関係機関と連携しながら、その特性や必要な配慮等に関する知識の普及に努めます。



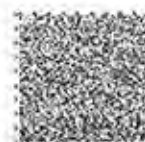
具体的取り組み

(1) 啓発・広報活動の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者週間*を活用した啓発事業	「広報いいづか」において「障がい者週間」に関連する特集記事を掲載するとともに、市庁舎等に横断幕を設置し、市民への周知と意識づくりに努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
市民を対象とした各種啓発事業	障がい者団体等と連携しながら、障がい福祉に関する様々な問題についての講演会等を企画し、広く市民に障がい者への理解が浸透するように働きかけます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
出前講座	関係機関等からの要望に応じて、障がい者問題や障がい者福祉施策等について情報提供する出前講座を実施します。	継続	社会・障がい者福祉課	
人権啓発冊子の発行	「人権いいづか」(年1回)・「人権いいづかぬくもり」(年6回)、等の啓発冊子を全戸配布し、障がいのある人の人権問題啓発の内容充実に努めます。	継続	人権・同和政策課	
人権・同和問題啓発コーナーの設置	コミュニティセンター内に「人権・同和問題啓発コーナー」を常設し、部落差別問題や障がいのある人の人権問題等の様々な人権問題について啓発します。	継続	人権・同和政策課	
人権問題講演会・研修会の開催	交流センターなど市民の身近な場所で、部落差別問題や障がいのある人の人権問題をテーマとした講演会・研修会を開催します。	継続	人権・同和政策課	
市民・事業所向け手話講座	市民や市内事業所等勤務者に対して、日常生活で使用する簡単な手話講座を行うことで、手話の普及と聴覚に障がいのある人に対する理解を広めます。	新規	社会・障がい者福祉課	

(2) 精神障がい者、発達障がい者等に対する理解促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい特性等に関する知識の普及啓発	広報紙や各種説明会等の機会を通じて、精神障がいや発達障がいの特性等に関する正しい知識を普及させることにより、市民の理解促進を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
関係機関との連携	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や福岡県発達障がい者支援センター「ゆう・もあ」等と連携して、精神障がいや発達障がいに対する正しい知識の普及啓発に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	



2. ノーマライゼーションに関する理解の促進

現状と課題

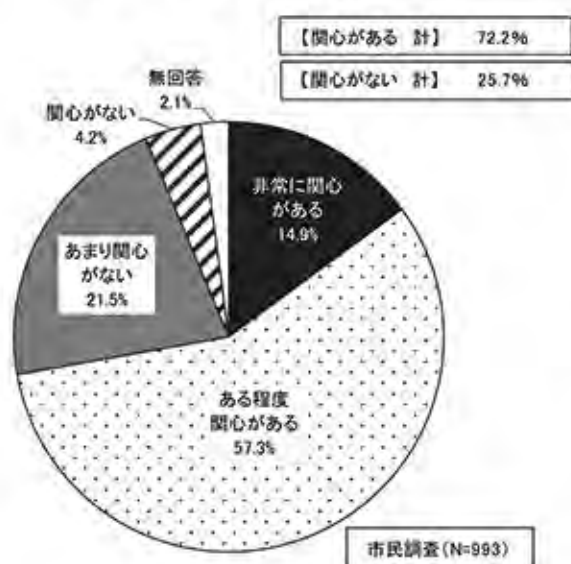
地域共生社会の実現のためには、障がい者などを特別視することなく、すべての人が同等に当たり前に生活できるような社会を実現するというノーマライゼーションの理念について、理解を進めることが必要です。

市民が障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、障がい福祉に関する関心を高め、様々な機会を通じて障がい者と知り合い、交流やふれあいを持つことによって、お互いを理解し合うことが重要になります。

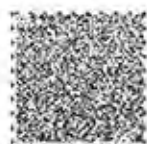
障がいのない市民を対象としたアンケート調査結果によると、「障がい者福祉に関心がある」と回答した人の割合は72.2%であり、その理由としては「自分の身内や近所、知り合いに障がいのある方がいるから」「テレビや新聞等で障がいのある方に関することを目にするから」が多くなっています。

よって本市では、このようなふれあいの機会や交流を通じた相互理解を促進するため「みんなの健幸・福祉のつどい」をはじめとした交流機会の充実に努め、今後もこのような交流の場を確保していきます。

【障がい福祉への関心度】



【障がい福祉に関心を持つ理由】



○市民の声

- ・学校の授業で、障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒になり何かをやるような取組が必要。様々な特性のある子どもたちとふれあい、その経験が大人になったときに、少しでも記憶に残っていればいいと思う。
- ・小・中学校に障がい者関連の教育の時間を取ってほしい。ゲストティーチャー等で、障がいのある人と小・中学生の交流等の場があれば、障がい者の社会参加や共生社会実現の一助になると思う。
- ・市民・地域との関わりを進めるにあたり、市民とのふれあいの機会が欲しい。

施策の基本的方向性

- 誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」や、障がいを個性としてとらえ、障がいのある人もない人もともに生活ができるようにする「ノーマライゼーション」の理念についての啓発を推進します。
- 障がいのある人と障がいのない人の相互理解を深めるため、学校における福祉教育の充実や地域における交流機会の拡大を図ります。



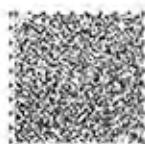
具体的取り組み

(1) 学校等における福祉教育の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
「総合的な学習の時間*」の活用	小・中学校の総合的な学習の時間等を活用して、福祉に関する教育を実施します。	継続	学校教育課	○
学習ボランティア派遣	学校や児童センター等からの要請に基づいて、障がい者とのつながり学習や障がい者問題、障がい者に関する学習活動等に対して、生涯学習ボランティアネットワーク事業に登録の指導者の中から学習ボランティアを派遣し、手話講習や障がい者問題・障がい者についての認識や理解を深める取り組みを行います。	継続	生涯学習課	
「飯塚国際車いすテニス大会」観戦	小学生が「飯塚国際車いすテニス大会」を観戦し、選手やボランティアと交流する機会を提供し、交流を通じた障がい者への理解の促進を図ります。	継続	学校教育課 スポーツ振興課	

(2) 地域におけるふれあいの促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
みんなの健幸・福祉のつどい	障がい者を含む市民の交流の場、障がい者問題等に関する啓発広報や健康づくりに関する情報提供の場として、飯塚市社会福祉協議会や関係団体等と連携して「みんなの健幸・福祉のつどい」を開催します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
飯塚国際車いすテニス大会への支援	国際テニス連盟公認の飯塚国際車いすテニス大会への支援を通じて、障がいのある人となない人との交流促進や、市民のノーマライゼーションに関する意識の向上を図ります。	継続	スポーツ振興課	○



第2章 差別の解消と権利擁護・成年後見制度利用の推進 及び虐待の防止【権利擁護】

1. 障がい者を理由とする差別の解消の推進

現状と課題

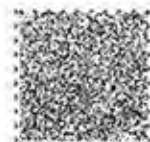
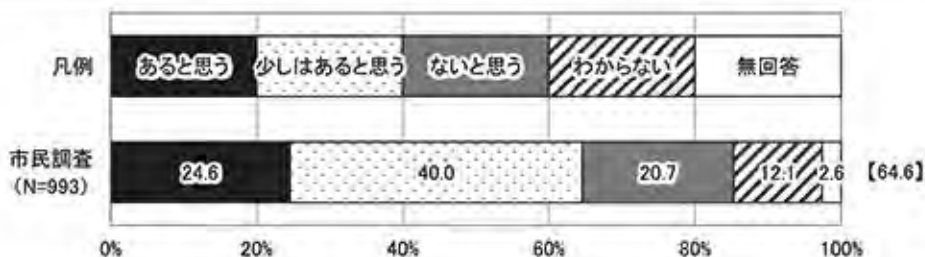
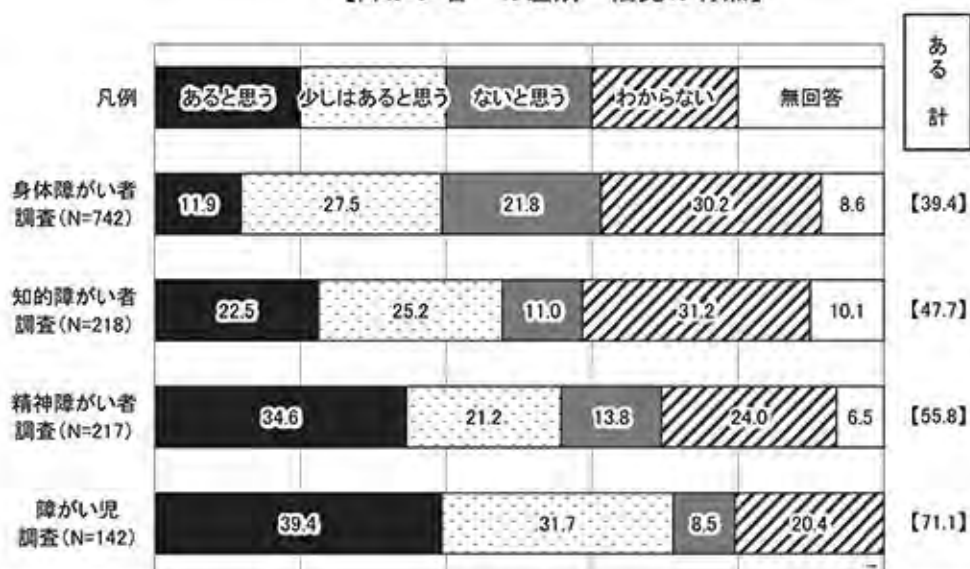
本市では、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」が制定され、平成30年4月1日から施行されています。

本市では、従前から人権に関する地区懇談会をはじめとした様々な研修会活動や講演会活動を通じ、障がい及び障がい者への理解と差別の解消に向けた取組を進めてきました。

しかし、障がい者に対するアンケート調査結果によると、障がい者への差別・偏見があると感じている人は、障がいの種別にかかわらず高い割合を占めており、中でも障がい児では71.1%に達しています。また、障がいのない市民に対するアンケート調査によると、差別や偏見があると感じている人は64.4%となっています。

障がいを理由とする差別は、障がい者の自立や社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会全体において、その解消に向けた取組を進める必要があります。

【障がい者への差別・偏見の有無】



○市民の声

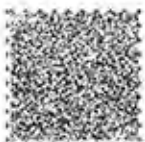
- ・障がい者や病気を持っている人たちが不便な思いをするのは、社会の側に理解がないからである。その啓発を進めないと、ずっと変わらないと思う。

施策の基本的方向性

- 障害者差別解消法の趣旨や目的に関する広報啓発を行い、あらゆる場面において不当な差別的取扱いの解消を図ります。
- 市の各種事務事業の実施にあたり、障がい者が必要とする社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行います。
- 障がい者差別解消の相談窓口として福岡県と連携しながら、その解決にあたります。

具体的取り組み

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
差別解消のための広報啓発	広報紙やホームページなど各種媒体を活用して、障害者差別解消法の趣旨に沿った広報啓発を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○



2. 権利擁護・成年後見制度の推進、虐待の防止

現状と課題

知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が不十分な障がい者については、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。

飯塚市社会福祉協議会が運営する権利擁護センターの利用者数は年々増加しており、令和5年6月末現在で障がい者の権利擁護事業*利用者数は80人、法人後見事業*利用者数は3人となっています。こうした状況を受け、今後は「成年後見制度」など権利擁護のための制度の周知と利用促進を進めていく必要があります。

また、障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に伴い、本市では障がい者虐待防止センター*を設置しています。障がい者虐待に係る通報等の件数は、令和3年度は9件、令和4年度は16件と増加しています。

虐待は障がい者に対する差別であるとともに、障がい者の権利を侵害するものです。障がい者があらゆる差別や偏見を受けることなくお互いの人権を尊重し合える地域社会づくりを進めていく必要があります。

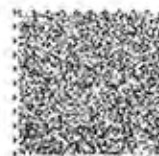
このような中、国は「成年後見制度利用促進法」[平成28年5月施行]及び「第二期成年後見制度利用促進基本計画」[令和4年3月閣議決定]に基づき、成年後見制度の利用促進や権利擁護対策の推進を図っています。

本市においても、国の関連施策の動向を踏まえつつ、こうした関連施策の普及及び利用促進に向けた取組が必要となっています。

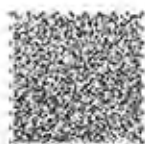
なお、成年後見制度利用促進計画については、改定期にあたる本計画に盛り込むこととし、高齢者保健福祉計画と一体的に策定しています。

施策の基本的方向性

- 障がい者に対する権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るための相談・支援体制を構築し、その利用促進を図ります。
- 障がい者虐待の防止に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、虐待を受けた障がい者及び障がい者の養護者に対する支援に取組みます。
- 障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度*や権利擁護事業の周知を図り、利用促進に向けた取組みを進めます。
- 障がい者本人が成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた新たな仕組みとして、地域連携ネットワークの構築に努めます。
- 地域連携ネットワークの構築においては、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階から相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築、という3つの役割を担うことを念頭に、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備し、不正防止の効果を高める体制の構築に努めます。



- 権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要となります。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役を担うことが期待されています。また、成年後見等開始前後を問わず、個々のケースに対応する「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、既存の組織を活かしながら、各種専門団体や関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を設置する体制の構築に努めます。
- 知的障がいや精神障がいのために、判断能力が不十分で親族等申立てを行う人がいない人について、成年後見制度の市長申立てや申立て費用を助成する利用支援事業を推進します。
- 「成年後見制度利用促進法」や「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、庁内の関係各課や地域の関係機関に加え、近隣市町村とも連携・協議を行いながら、成年後見制度の利用促進に取り組めます。



具体的取り組み

(1) 権利擁護の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者虐待防止センターの運営	障がい者基幹相談支援センターに併設された障がい者虐待防止センターにおいて、虐待防止に関する相談・支援を行うとともに、虐待を受けた障がい者やその養護者への支援、虐待防止のための広報啓発を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
権利擁護・成年後見制度の周知	飯塚市社会福祉協議会が実施している権利擁護センター事業（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理の支援等を行う。）や成年後見制度（判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障がい者等を保護・援助する制度。後見人等が本人に代わって財産の管理等を行う。）について、広報やガイドブック等への掲載、障がい者団体の会合や各種説明会等の機会を活用して情報提供を行います。	継続	高齢介護課 社会・障がい者福祉課	
成年後見制度の基盤強化	今後利用の拡大が見込まれる認知症高齢者や知的・精神障がい者等の権利擁護を推進するため、従来の特任職に加え新たな担い手の育成とその活用を図ることで、成年後見制度の基盤強化を図ります。	継続	高齢介護課 社会・障がい者福祉課	
成年後見制度の利用促進	成年後見制度を利用するために必要な申立て費用等を負担することが困難な方に対する助成や、申立てをする親族等がない場合の市長申立てなど、必要な方が適切に制度を利用できるように支援を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○



3. 合理的配慮及び障がい者理解の促進等

現状と課題

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、公的機関や民間事業者を含む事業者は、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を進めることとされています。

本市では、社会・障がい者福祉課を中心に啓発活動を行ってきましたが、令和6年4月から民間事業所においても合理的配慮が義務化されることを踏まえ、これらの啓発活動を実施する必要があります。

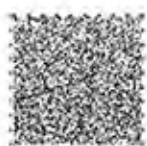
今後、公的機関や民間事業者を含む事業者に対して、障がい者に関する理解を促進するための研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図る必要があります。

施策の基本的方向性

- 民間事業所等に対し、合理的配慮に関する研修の実施など、市役所を利用する障がい者の方々に対する合理的配慮の実施を徹底します。

具体的取り組み

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
市職員に対する合理的配慮に関する研修の実施	市職員に対し、合理的配慮を含めた必要な配慮に関する研修を行い、窓口業務や問い合わせにおける障がい者への配慮を徹底します。	継続	社会・障がい者福祉課	
市職員に対する障がい者対応マニュアルの活用	市職員の間で障がいに関する理解を促進するとともに、対応マニュアルを活用して窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	



第3章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の推進

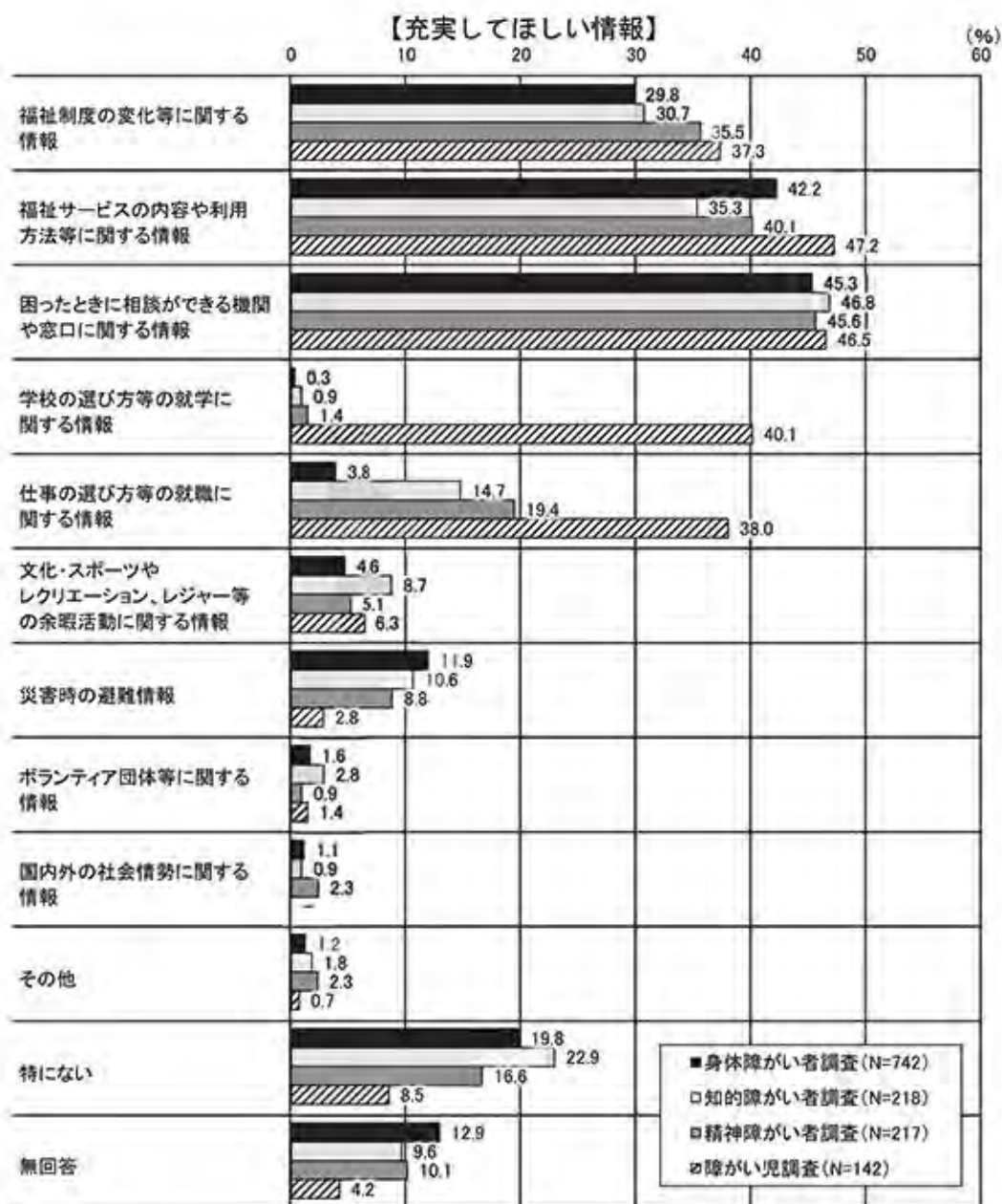
【情報アクセシビリティ】

1. 情報提供の充実等

現状と課題

表現の自由、知る権利、情報を取得する権利は、すべての人が享有する基本的人権として保障されるものです。情報の取得・利用等の情報アクセシビリティの向上は、障がい者が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠です。

アンケート調査によると、今後充実してほしい情報として「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」「福祉サービスの内容や利用方法等に関する情報」を求める人が最も多くなっていることから、支援を必要としている人に適切に情報が行き届くよう、きめ細かな提供体制を整備することが必要です。



○市民の声

- ・情報を必要な人に届くよう積極的な対応を考えていただきたい。
- ・障がい者やその家族がサービスを利用しやすくするためには、サービスの中身をよく知ることだと思う。そのための周知が最も大切

施策の基本的方向性

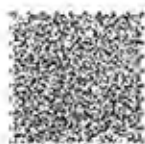
○障がい児・者等を対象としたガイドブック等を作成・配布し、福祉制度やサービス等に関する情報提供に努めます。

具体的取り組み

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者ガイドブックによる情報提供	障がい者福祉に関する各種相談窓口や障がい者手帳、各種サービス等に関する情報をまとめたガイドブックを作成し、障がい児・者の生活に必要な情報の提供に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
障がい児ガイドブックによる情報提供	障がい児の保護者等を対象に、各種相談窓口や福祉サービス等に関する情報をまとめたガイドブックを作成し、障がい児の養育に必要な情報の提供に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
携帯電話のメール機能などを使った災害情報の発信	情報提供を希望する障がい者等の携帯・固定電話番号、メールアドレス、FAX番号等を登録し、災害や避難に関する情報を発信します。また、メールアドレスの登録が不要なエリアメールを利用して、高齢者等避難、避難指示等の緊急情報を携帯電話へ発信します。	継続	防災安全課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
社協情報テレフォンサービス	音訳ボランティアと連携して、各種情報をフリーダイヤルのテレフォンサービスにより提供します。	飯塚市社会福祉協議会



2. 行政情報のアクセシビリティの向上

現状と課題

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行に伴い、可能な限り、その障がいの種類及び程度に応じた手段を選択できるようにすることが求められています。

本市においては、アクセシビリティに配慮した公式ホームページを作成し発信するとともに、音訳された市報や点訳された行政文書の発送など、特に視覚に障がいのある人に対して、必要な情報が届くように配慮します。また、ホームページのほかにLINE、X等のSNSを活用した情報の発信に努めます。

○市民の声

- ・(視覚障がい者) 選挙公報の結果を知りたい。国政ではCDや点字の情報提供がある。
- ・(聴覚障がい者) 私たちも毎年飯塚市と交渉して、手話を広げて欲しい、手話でやり取りできるよう変えてほしいとお願いはしているが、人材がいない、手話ができる人がいないということで困っている状況が続いている。

施策の基本的方向性

- 障がいがあることによる情報格差を生じさせないように、行政文書の点訳や音訳など障がい特性に応じた必要な配慮を行います。
- 障がい当事者の意見を反映させながら、わかりやすい行政情報の提供に努めます。



具体的取り組み

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
行政文書等の点訳・音訳	各種通知等の行政文書の点訳・音訳による提供に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課 関係各課	
郵便物への点字テプラベル貼付	視覚障がい者が郵便物の中身を判別できるよう、封筒への点字テプラベル貼付を推進します。	継続	社会・障がい者福祉課 関係各課	
投票所における点字候補者名簿の整備	選挙等の投票所において点字による候補者名簿を整備し、視覚障がい者が円滑に投票できるようにします。	継続	総務課	
「声の広報」の発行	音訳ボランティアとの連携により「広報いづか」を音訳して希望者に提供するとともに、利用拡大のための周知に努めます。	継続	情報管理課 社会・障がい者福祉課	○
手話通訳者の配置	障がい福祉担当窓口到手話通訳者を配置し、来庁した聴覚障がい者の意思疎通を支援します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
手話通訳者の確保	聴覚障がい者の学習活動やサークル活動への参加を支援するため、手話通訳者の確保に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
点字録音図書等の整備	ボランティアと連携して点字図書や朗読テープ等を整備するとともに、これらの各種資料の周知と利用促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
市職員を対象とした手話研修	市職員の聴覚障がい者とのコミュニケーション能力の向上を図るため、手話研修を開催します。関係団体等に講師を依頼し、嘉飯山定住自立圏事業として実施するなど、関係団体と協働し、適切な合理的配慮を提供できる職員の育成に努めます。	継続	人事課	○



3. 意思疎通支援の充実

現状と課題

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行に伴い、可能な限り、その障がいの種類及び程度に応じた手段を選択できるようにすることが求められています。

障がい者が必要な情報を円滑に取得・利用するとともに、司法手続きの場などにおいても自らの権利を行使できるよう、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。

本市では、手話奉仕員や音訳ボランティア、点訳ボランティアなど、様々なボランティアを育成しています。引き続きボランティアの育成とその活動を支援します。

○市民の声

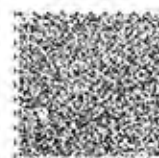
- ・（聴覚障がい者）市役所に行っても手話通訳者がいないときはコミュニケーションができない。筆談をしてほしいと言われるが、ろうで手話を使っている人は、日本語とは別の言語である“手話”で生活しているので、日本語の文章を見せられても意味が分からない。

施策の基本的方向性

- 障がい者が自らの意思を表示し、円滑に権利を行使することができるよう、当事者の意見を反映させながら、個々の障がい特性に応じた意思疎通手段を確保することに努めます。

具体的取り組み

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
意思疎通支援者派遣事業	聴覚障がい者等の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣について、利用者の意見を反映させながら利便性の向上に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）の利用促進	活字文書読み上げ装置や情報・通信支援用具等、情報の取得や意思疎通を支援する日常生活用具の周知を図り、利用促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
手話通訳者の配置	障がい福祉担当窓口到手話通訳者を配置し、来庁した聴覚障がい者の意思疎通を支援します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
市職員を対象とした手話研修	市職員の聴覚障がい者とのコミュニケーション能力の向上を図るため、手話研修を開催します。関係団体等に講師を依頼し、嘉飯山定住自立圏事業として実施するなど、関係団体と協働し、適切な合理的配慮を提供できる職員の育成に努めます。	継続	人事課	○



第4章 健やかに暮らすための保健・医療の充実【保健・医療】

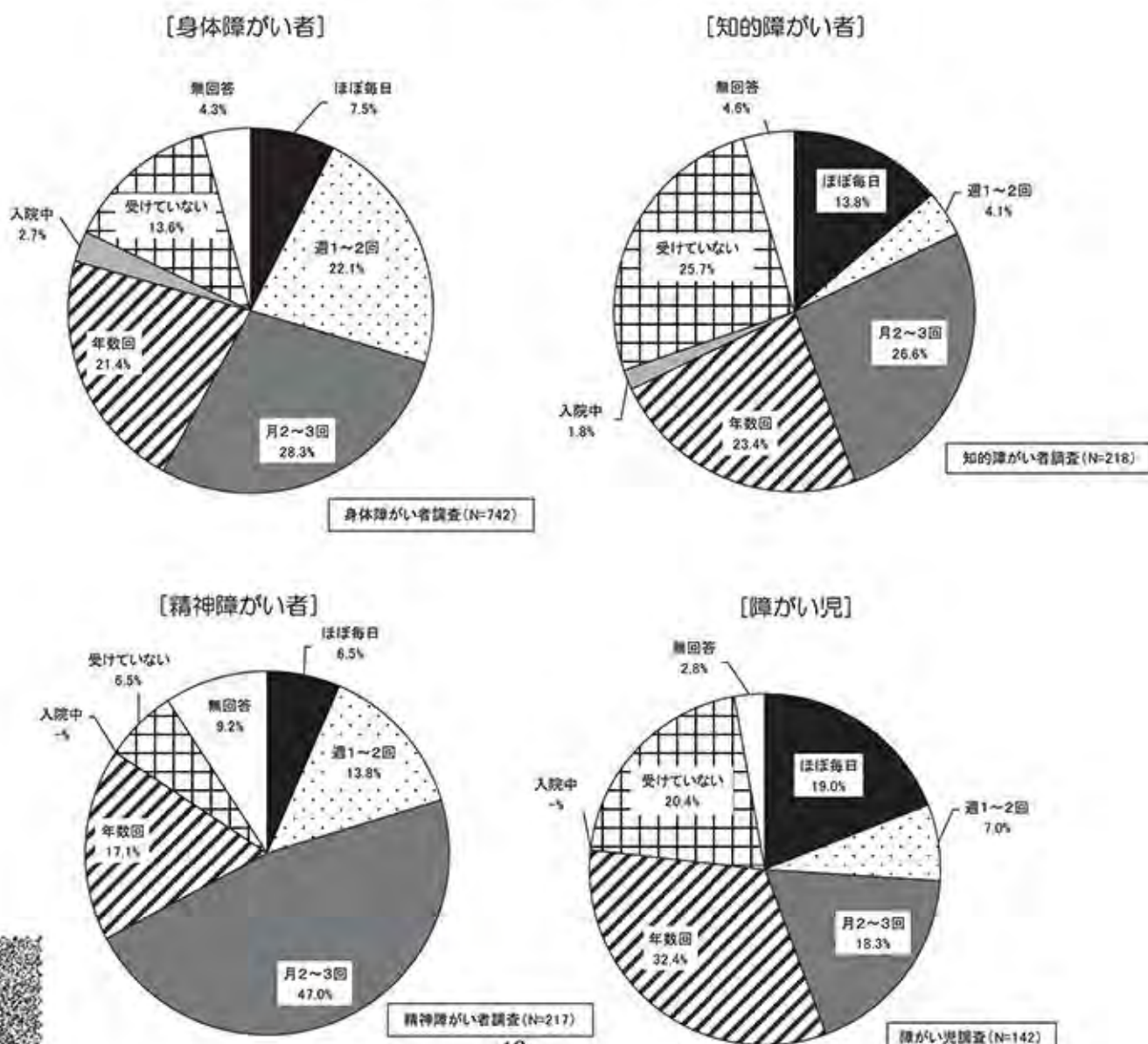
1. 保健・医療の充実

現状と課題

障がい者に対する保健・医療サービスは、障がいによる心身機能の低下の軽減や二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーションなど、障がいのある人の自立を促進するために重要な意義を有しています。

そのため、障がい者の健康の保持・増進に向け、適切な保健・医療サービスを受けることができるよう、地域の保健医療体制等の充実を図ることが必要となります。またこれに併せ、障がい者が医療を受けることによる自己負担を軽減するため、適切な医療制度の活用を促進していくことも必要になります。

【医療機関や施設などでの定期的な医師の診察の受診状況】



○当事者の声

・家族も社会的にもそうだが、精神疾患はどうしても“病気”として考える方向が少ない。

施策の基本的方向性

○医療機関と連携して、障がい者が地域で適切な医療やリハビリテーションを受けられる体制づくりに努めます。

○障がい者が適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療など医療費の公費負担・助成制度等について周知を図ります。

具体的取り組み

(1) 保健医療サービスの適切な提供

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
自立支援医療	医療機関等と連携して、自立支援医療（更生医療*・育成医療*・精神通院医療費公費負担制度）の周知に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
重度障がい者医療*費支給制度	重度の障がい者の医療費の一部を助成する「重度障がい者医療費支給制度」の周知に努めます。	継続	医療保険課	
医療的ケア児等在宅レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を目的として、一定の時間帯を超えて訪問看護を利用した場合にその費用を助成する制度です。	新規	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
小児慢性特定疾病医療費助成制度	厚生労働省が定める「小児慢性特定疾病」について、医療費の一部公費負担による患者及び家族の負担軽減を図っています。（18歳未満、認められれば20歳未満まで延長できます。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所



2. 障がいの原因となる疾病等の予防

現状と課題

障がいの原因となる疾病等の予防のためには、ライフステージに応じた健診等の実施が重要になります。健康診査は、疾病の危険（リスク）の早期発見による疾病等の発生予防、疾病や異常の早期発見の機会であり、必要に応じて保健指導に結び付けています。

また、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病に起因する障がいの発生を予防するため、生活習慣病予防事業との連携も重要です。

このほか、高齢化の進行に伴う要介護者の増加を見据え、介護状態等への移行を予防するための介護予防事業との連携も必要となります。

施策の基本的方向性

- 保健・医療の正しい知識の普及啓発及び疾病等のリスク予防、早期発見のため、健康教育、健康相談等の各種保健事業の充実を図るとともに、事業の広報方法等をさらに見直し、事業の周知と利用促進に努めます。
- 生活習慣病等の障がいの原因となる疾病の予防と早期発見のため、健康診査、がん検診の受診率の向上に努めます。
- 高齢者を対象とした介護予防事業を推進し、高齢期の生きがいづくりや認知症等の予防に努めます。



具体的取り組み

(1) 生活習慣病等の予防や介護予防の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
健康診査・各種がん検診	40歳以上の市民を対象に生活習慣病等の疾病を早期に発見し、生活習慣の改善や適切な治療に結びつけるための健康診査・がん検診を行います。	拡充	健幸保健課	○
若年者健康診査	19歳から39歳以下の若年層を対象とした健康診査を行い、若年層の健康づくりに対する意識の向上と、より早期からの疾病予防に努めます。	拡充	健幸保健課	
健康教育	生活習慣病予防教室やウォーキング教室、栄養教室等の各種健康教育を行い、生活習慣病予防等に関する知識の普及に努めます。	拡充	健幸保健課	
健康相談	生活習慣病予防等をはじめとした健康づくりに関する相談を行います。	拡充	健幸保健課	
介護予防事業	すべての高齢者を対象とした介護予防に関する知識の普及啓発や、要介護状態におちいるおそれがある虚弱高齢者（特定高齢者）を対象とした介護予防事業を行います。	継続	高齢介護課	
高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施	後期高齢者医療保険の被保険者に対し、フレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施します。	新規	健幸保健課	



3. 精神保健対策

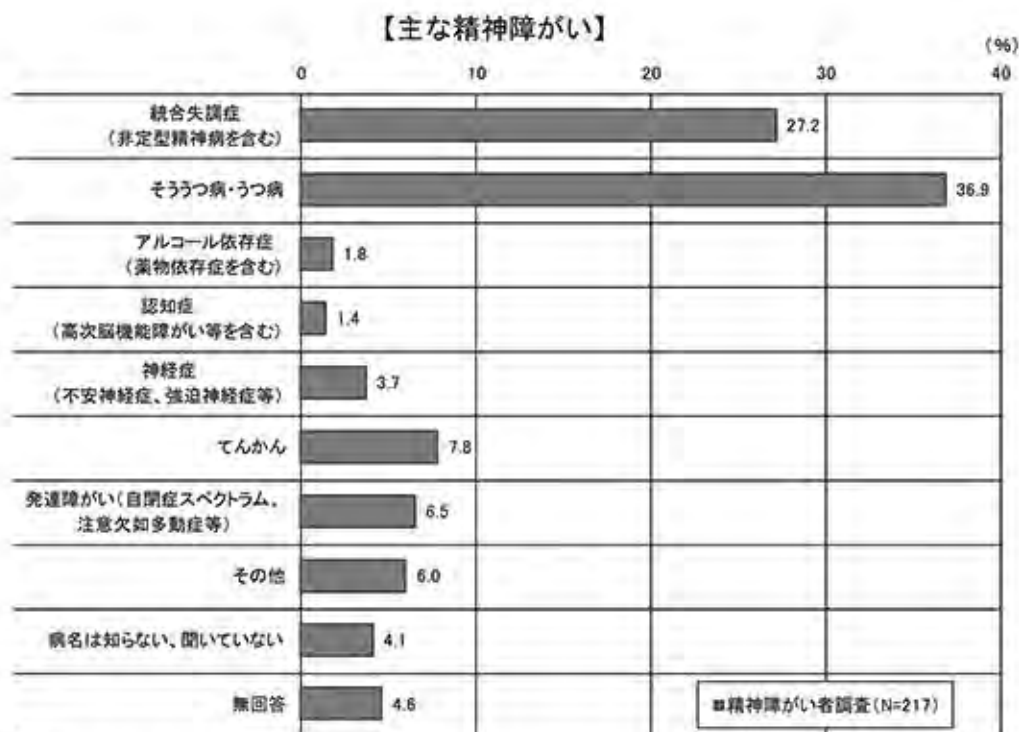
現状と課題

本市の障がい者手帳所持者数や自立支援医療の利用者数は、年々増加傾向にあります。精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域の中できめ細やかな医療の提供・支援を行っていくことが必要です。

また、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域への円滑な移行を進めるため、退院後の切れ目ない支援も必要となります。加えて、これらの取組にあたっては、精神障がい者本人及び家族のニーズに対応できる相談体制の整備が不可欠です。

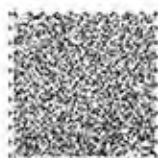
このほか、近年では社会環境の多様化や、人間関係のあり方が変化していることに伴うストレスの増大により、心の健康が損なわれやすい状況にあります。こうしたこころのバランスが要因の1つと考えられるうつ病については全国的にも増加しているとみられ、本市のアンケート調査結果でも精神障がいの中に占める割合は高くなっています。またアルコールや薬物、ギャンブル等への依存など、こころのバランスが崩れることに起因する様々な問題に悩む方や、その家族へのケアも課題となっています。

こうした方たちに対し、住み慣れた地域の中での生活を継続できるよう、必要な医療やサービス等の支援を行うとともに、周囲の理解を進めていくための啓発活動も求められます。



○当事者の声

- ・精神障がいに対する社会的理解が進んでいない。
- ・学校教育の場で、心の病を理解するための取組をしてもらいたい。
- ・障がい特性を理解している方がすぐ近くにおいて、連絡して相談できる体制をつくってもらえれば、もう少し暮らしやすいのではないかな。



施策の基本的方向性

- 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や医療機関等と連携して、心の健康づくりや精神疾患等に関する相談の充実に努めます。
- 自殺対策基本法等を踏まえ、自殺予防を含むうつ病予防等の心の健康づくりに関する相談の充実に努めます。
- 障がい者基幹相談支援センターや障がい者相談員及び関係機関と連携して、精神障がい者やその家族に対する相談・支援の充実に努めます。

具体的取り組み

(1) 心の健康づくり

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
自殺予防の取組	講演会等による自殺予防の啓発等を行うとともに、本人や家族等からの相談を受け付け、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と連携して適切な支援へと結びつけます。	継続	健幸保健課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
精神保健福祉相談事業	医師による定例相談や、保健師による家庭訪問・電話・面接による随時相談を行います。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
精神障がいに関する各種普及啓発事業	一般市民や当事者及びその家族を対象とした講演会や講座を実施し、精神保健に関する知識の普及や精神障がい者に対する正しい理解を促進するための啓発に努めます。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
自殺予防対策事業	ゲートキーパー*研修や自死遺族支援に関わる関係者研修の実施や、地域での自殺対策の協議を行います。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
アルコール依存症支援事業	アルコールに関する正しい知識の普及や、アルコール依存症者への対応方法に関する研修、断酒継続支援の強化に取組みます。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所



4. 難病に関する施策の充実

現状と課題

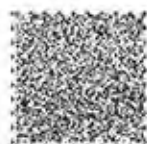
平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法により、原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病の方も障がい福祉サービスが利用できるようになりました。その対象となる疾病の数も数回の変更を経て、令和 3 年 11 月からは 366 疾病が対象とされています。

関係団体ヒアリング調査からは、難病に関する理解が進んでおらず、地域の中で暮らしていくことに困難を感じることもあるとの意見も出されました。今後は、難病患者の療育上、日常生活上の悩みや不安の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における難病患者支援を進める必要があります。

そのためには地域の関係機関が連携し、地域で生活する難病患者への日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進が重要となります。また、難病患者等への障がい福祉サービスの提供にあたっては、本人や家族、周囲への周知と理解を進め、難病等の特性に応じたサービス利用と、周囲の配慮を進める必要があります。

○当事者の声

- ・本人が難病と認めるまでに気持ちの整理が必要。病気になった時に人に気兼ねなく言えるようになるまでは随分時間がかかると思う。
- ・難病のことについて、自分も当事者にならなかつたら多分知らないと思う。一般の方は知らない人が多いと思う。



施策の基本的方向性

- 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所を通じて、難病（特定疾患）の方を対象とした福祉サービスについて周知を図ります。
- 難病の方が必要としている福祉サービスを利用できるよう、各種サービスや相談窓口等に関する情報提供に努めます。

具体的取り組み

（１）難病の方への支援に係る各種情報提供

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
医療・福祉に関する情報提供	広報紙やホームページ等を活用し、障がい福祉サービスの内容、利用方法等に関する情報提供を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
特定医療費（指定難病）助成制度	厚生労働省が定める「指定難病」について、医療費の一部公費負担による患者及び家族の負担軽減を図っています。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
難病相談事業	患者・家族に対する相談、交流会、講演会等を実施しています。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所



第5章 成長段階に応じた療育・保育・教育の推進【療育・保育・教育】

1. 早期発見・早期療育の充実

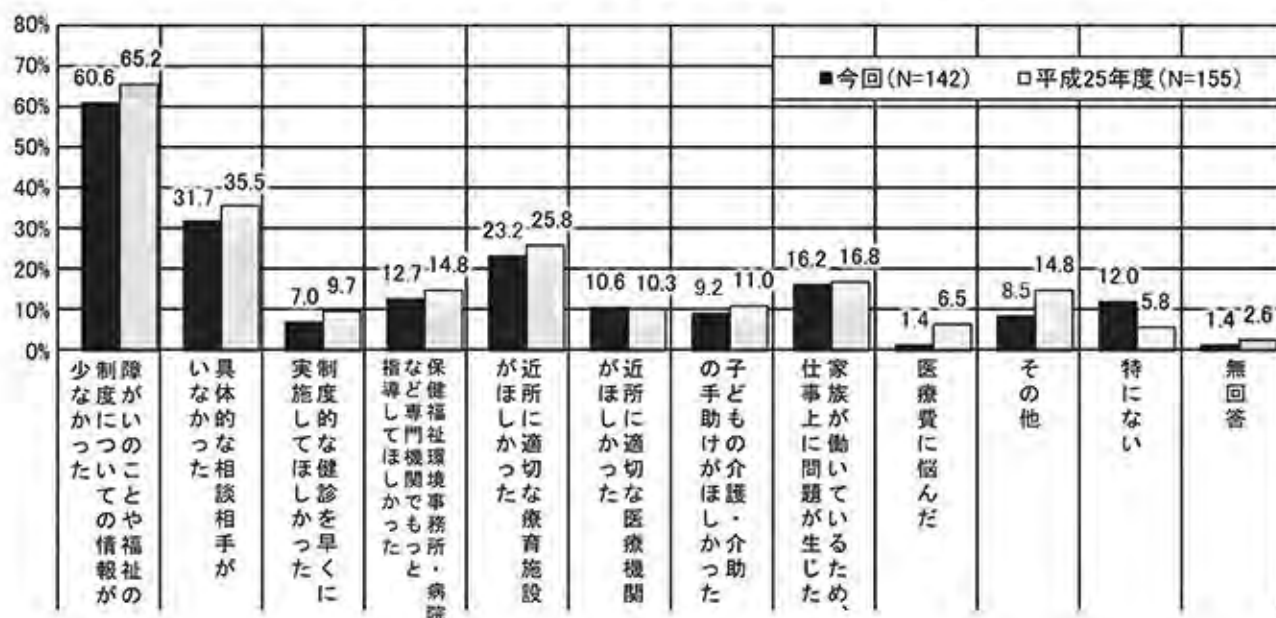
現状と課題

障がいのある児童の育成については、できるだけ早期に障がいを発見し、適切な治療・支援に結びつけることがその後の成長にとって非常に大切です。特に、発達障がいに対しては、できるだけ早期に発見し、早い段階で療育等の適切な支援に結び付けていくことで、社会への適応力を高めていく効果が期待されます。そのため、妊婦健康診査や乳幼児健診時などに障がいの早期発見を視野に入れた診断や相談、カウンセリングを行い、必要な療育につなげていきます。

また、就学前の乳幼児については、障がいの特性に配慮した療育とともに、保育所等での受け入れなど、地域の中で障がいのない児童とともに育つことができるよう、配慮することが必要です。

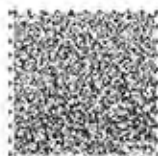
これに加え、障がいのある児童の場合、家族のかかわり方がその児童の療育に及ぼす影響が大きいことから、家庭に対する障がいの早期発見・早期療育の必要性に関する情報提供や、意識啓発も必要となります。

【障がいの診断・判定を受けた当時の苦労や悩み】

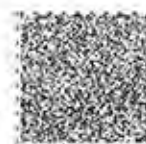


○当事者の声

・子どもが生まれて間もないときに、保健師さんから色々情報をもらっていた。



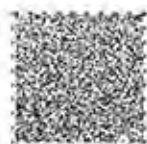
- 子育て支援課等において、乳幼児の健康づくりや育児に関する相談に対応します。
- 妊産婦や乳幼児に対する健康診査の受診率向上に努めるとともに、健診結果により支援・指導が必要と思われる妊産婦・乳幼児に対する訪問指導等によるフォローの充実に努めます。
- 発達に問題を抱える幼児とその保護者等に対して、育成指導事業等において必要な相談・指導を行います。
- 障がい児がそれぞれの発達段階に応じて、切れ目なく保健・医療・福祉等のサービスを利用できるよう、保健福祉環境事務所や児童相談所、医療機関、福祉施設等の関係機関と連携して、支援に努めます。
- 穎田病院横に設置された「こども発達支援センター」を療育に関する本市の拠点施設と位置付けて進めてきた取組をさらに充実させるため、関係各課や圏域内の障がい児通所支援施設等の関係機関と連携強化に努めます。
- 障がいのある子もない子も、お互いの人権を大切にしながら地域の中でともに育つことができるよう、保育所での障がい児保育を推進します。
- 地域子育て支援センターや家庭児童相談室等での子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、これらの各種相談窓口と保健・医療・福祉・教育関連機関等との連携を強化し、障がい児の保護者に対する相談・支援に適切に対応できるよう努めます。
- 就学に際して相談・支援が必要な障がい児の把握に努めるとともに、就学前の教育相談の充実を図ります。



具体的取り組み

(1) 障がいの早期発見

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
妊婦健康診査	妊娠届出書を提出した妊婦に妊婦健康診査補助券（14回分）を交付し、健康診査を通じた妊娠期の健康づくりを促進します。	継続	子育て支援課	
乳幼児健康診査	4か月・8か月・1歳6か月・3歳の乳幼児を対象に、身体計測、医師・歯科医師の診察や育児相談等を行います。未受診者に対する訪問等による状況把握と受診勧奨に努めます。	継続	子育て支援課	○
低出生体重児健康診査（カンガルー健診）	飯塚病院と連携し、低出生体重児や医療的ケア児を対象に、個別の乳幼児健康診査（4か月・8か月・1歳6か月・3歳）を行います。	新規	子育て支援課	
母親学級	妊婦を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供や、母性の育成を支援します。また、母親同士の仲間づくりの場を提供します。	継続	子育て支援課	
両親学級	妊婦と配偶者を対象に、父親による沐浴実習等を含めた妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供を行います。	拡充	子育て支援課	
乳幼児育成指導事業	言語・運動・心理等についての個別相談・指導を行います。	継続	子育て支援課	○
乳幼児育成指導事業（巡回相談事業）	保健師と臨床心理士*が市内の保育所や幼稚園を巡回訪問し、発達が気になる子ども達を早期に発見して支援に結びつけることによって、子どもの健やかな成長と保護者の育児不安の解消を図ります。	継続	子育て支援課	○
訪問指導	保健師、栄養士等が訪問し、妊娠・出産・育児に必要な保健指導、相談を行います。	継続	子育て支援課	

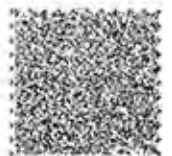


(2) 療育・子育て支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
児童発達支援センター等との連携	児童発達支援センター等の障がい児通所施設と、医療や福祉等の関係機関が連携を深めることによって、障がい児やその保護者等への支援強化を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
家庭児童相談室	家庭における児童に関する相談の受付や訪問を行うとともに、要保護児童等については関係機関と情報交換や支援会議を通じて連携を図りながら、保護者に対して助言指導を行います。また、相談室では子どもの健康・育児・学習・養育・障がい・非行等、子育てに関する相談や子どもの各種手続きに関する相談を「子どもなんでも相談」で受け付けています。	継続	子育て支援課	
赤ちゃんすくすく元気訪問事業	訪問員が乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけたり関係機関との連絡調整を行います。	継続	子育て支援課	
障がい児保育事業	保護者の就労等により家庭で保育できない、集団保育が可能な障がい児を保育所で受け入れます。保育士の加配等の必要な体制づくりや保育士の資質向上に努めます。	継続	保育課	○
地域子育て支援センター事業	子育てに関する相談指導や子育てサークルの支援・情報提供など、子育て家庭に対する総合的な支援を行います。	継続	保育課	

(3) 就学前支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
児童発達支援（障がい児通所支援）	就学前の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい児の就学相談	保育所等において、学校等と連携しながら障がい児の就学や子育てに関する相談・指導を行います。	継続	保育課	
就学相談会	障がい児の就学に関する相談・支援を行います。実施に際しては関係機関との連携により、相談・指導が必要な児童の把握と事業の周知に努めます。	継続	学校教育課	
飯塚市中心身障がい児（生）就学指導委員会	医師や教員、保健福祉医療の専門家等で組織する「飯塚市中心身障がい児（生）就学指導委員会」において、障がい児の就学に関する相談・指導、支援を行います。	継続	学校教育課	○



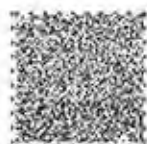
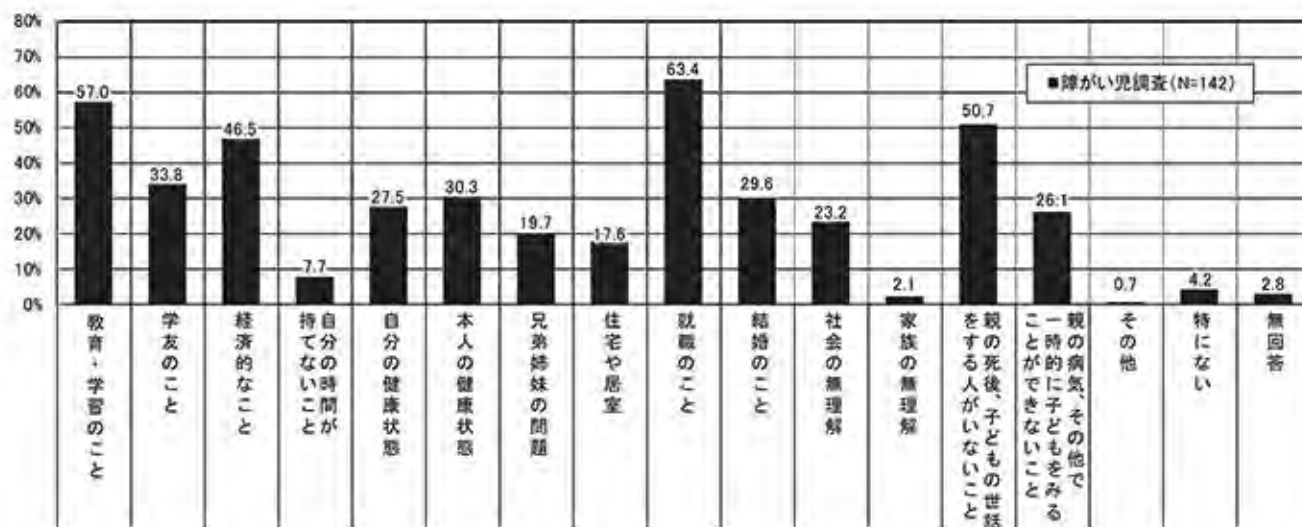
2. インクルーシブ教育の推進

現状と課題

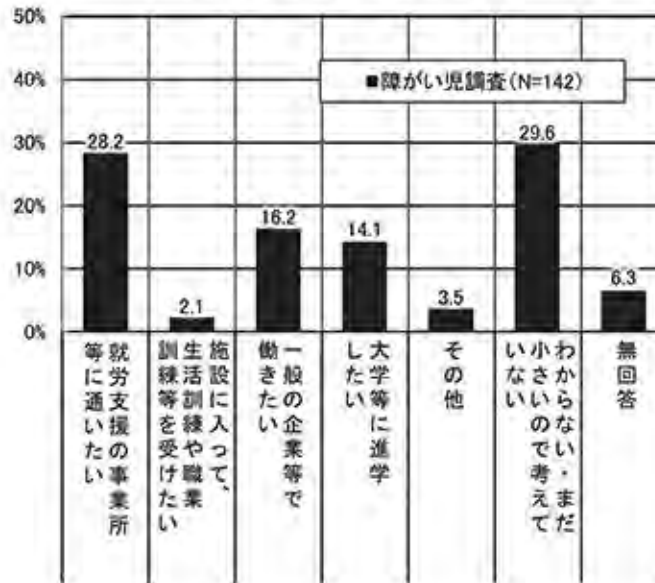
障がいの有無によって分け隔てられることなく、その能力や可能性を最大限に伸ばし、できる限りともに教育を受けることのできるインクルーシブ教育システムの整備が求められています。その実現のためには、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍するすべての児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や支援を受けられるようにすることが必要です。

また、アンケート調査結果からは、障がい児の保護者では就職のこと、教育・学習のことが困っていることや将来に対する不安・悩みとして上位に挙げられていることから、保健・医療・福祉・教育分野に加え、労働分野との連携を強化し、保育・教育から就労まで、切れ目のない一貫した教育体制を整備する必要があります。

【障がい児を育てていく上で困っていることや将来に対する不安・悩み】



【学校卒業後の進路希望】



○当事者の声

- ・最近、児童発達サービスが充実してきた。これは良い面もあるが、地域の保育所や幼稚園に行かず、小学校に入る前から他の子どもと生き方が違うと感じるのではないか。
- ・授業の時間に、通常の子とも障がい者の子どもと一緒に取り組むようにしないといけない。
- ・小・中学校からの教育の中に、障がい者関連の教育の時間を取ってほしい。

施策の基本的方向性

- 発達障がいを含む、すべての障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた適切な教育を行うため、特別支援学級や通級による指導等の充実に努めます。
- 小・中学校において特別支援学級の児童生徒とその他の児童生徒との日常的な交流を促進するほか、特別支援学校の児童生徒との交流機会の充実に努めます。
- 高等学校等と連携して、進学を支援するための学校見学や体験入学等を含めた進路指導の充実に努めます。
- 県教育センター等の教育専門機関等と連携しながら、適応指導教室やスクールカウンセラー等も含めた、教育に関する相談支援体制の充実に努めます。



具体的取り組み

(1) 特別支援教育等の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
特別支援学級の設置	小・中学校に在籍する障がいを持つ児童生徒に個々のニーズに応じて適切な指導及び支援を行うために、特別支援学級を設置しています。	継続	学校教育課	○
特別支援教育*サポート事業	小・中学校の通常の学級に在籍する軽度発達障がいのある児童生徒及びその保護者に対して教育支援を行います。	継続	学校教育課	
特別支援教育就学奨励費	国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」にそって支給を行います。	継続	教育総務課	
就学相談事業	障がいのある児童・生徒の保護者に対して教育相談を行うとともに、「飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会」を組織し、医師等専門家の意見を聞きながら適切な就学相談・指導を行います。	継続	教育総務課	○
各種教育相談	適応指導教室での教育相談やスクールカウンセラーによる教育相談において、障がい児の教育に関する相談に適切に対応できるよう努めます。	継続	学校教育課	

(2) 放課後等支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
放課後等デイサービス(障がい児通所支援)	学校の授業終了後または休業日において、障がい児の生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの機会を提供します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
放課後児童クラブ	保護者の就労等によって放課後等の支援を必要とする、障がいのある児童を受け入れています。また、指導員については、障がい児への理解を深めることと資質向上を目的とした研修等を定期的に行い、必要に応じて関係機関と連携しています。	継続	学校教育課	○
児童センター(館)	児童に健全な遊びを指導し、児童の健康増進及び情操を豊かにすることを目的に設置しています。市内居住の18歳未満のすべての子どもが利用可能です。また、児童厚生員については、障がい児への理解を深めることと資質向上を目的とした研修等を定期的に行い、必要に応じて関係機関と連携しています。	継続	学校教育課	○



3. 生涯学習の充実

現状と課題

学校卒業後も、障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援を行い、障がい者の各ライフステージにおける学びを支援することが必要です。

本市の「サン・アビリティーズいづか」では、日常生活訓練事業を実施しているほか、障がい者自身による自主的な活動にも活用されています。また、このほかにもコミュニティセンターや地区交流センターなど、障がい者の生涯学習の場として活用できる社会資源が地域に存在しています。

これらの様々な施設等の活用と地域の連携のもと、障がい者が主体的に学習活動を行えるよう環境を整備していきます。

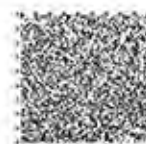
施策の基本的方向性

- 障がい者の学習活動やサークル活動を支援するため、学習活動に必要な情報や場所等の提供に努めます。
- 障がい者が交流センター等の地域で行われる様々な学習講座等に参加できるよう、環境整備に努めます。
- 点字・朗読ボランティア等と連携して、点字・録音図書等の障がい者の利用に配慮した学習支援機材・資料の充実に努めます。

具体的取り組み

(1) 生涯学習の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
日常生活訓練事業	サン・アビリティーズいづかで障がい者を対象に実施している文化・芸術に関する各種教室について、事業メニューの充実と参加促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者週間にあわせた作品展の開催	障がい者週間に合わせて、サン・アビリティーズいづかや市役所内において絵画や工作物等の障がい者の作品を展示します。	継続	社会・障がい者福祉課	○



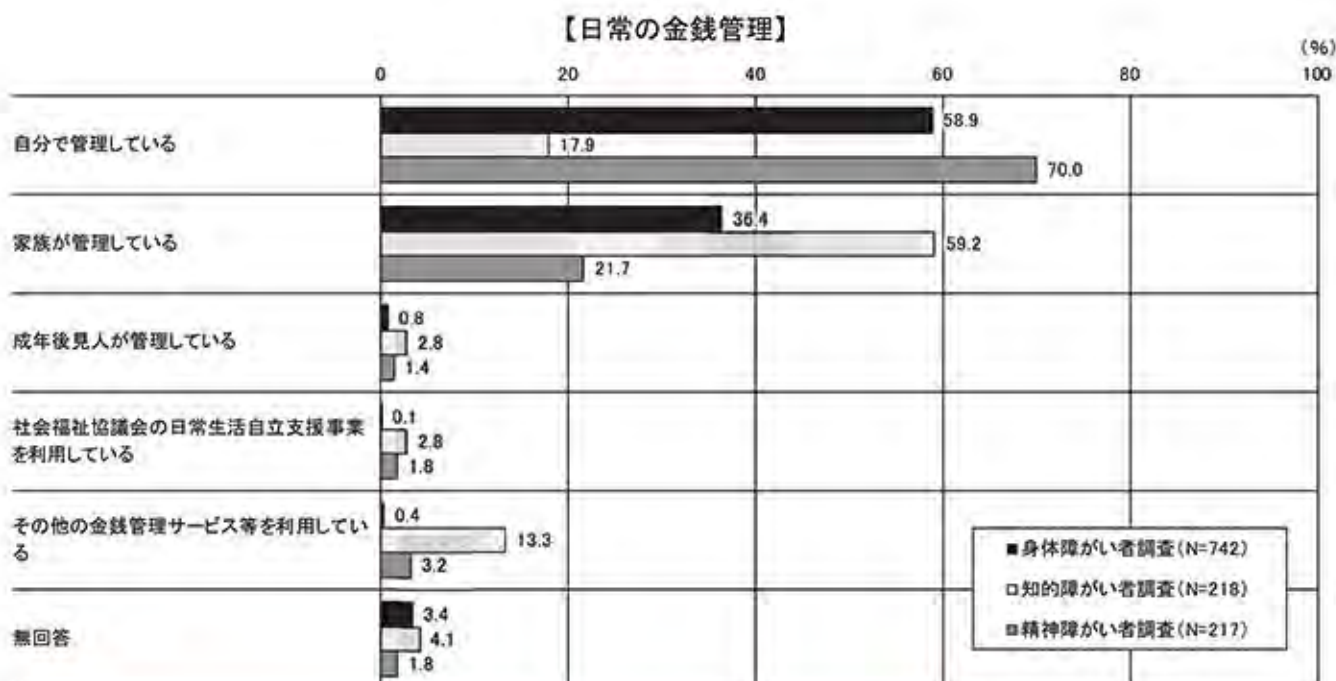
第6章 障がいの特性に配慮した生活支援の充実【生活支援】

1. 意思決定支援の推進

現状と課題

すべての市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現のためには、自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、身近な地域で相談を受けることのできる体制を構築することが必要です。

そのため、意思決定に支援が必要な障がい者等が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談支援専門員やサービス事業者に対し意思決定支援ガイドラインの普及を図るなどの、意思決定支援の体制づくりが求められます。



施策の基本的方向性

- 相談支援専門員やサービス事業者に対し、意思決定ガイドラインの普及を図り、障がい者等への意思決定支援を行います。
- 成年後見制度利用支援事業の促進により、制度利用が困難な障がい者等への支援を行います。



具体的取り組み

(1) 意思決定支援の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
意思決定支援ガイドラインの普及	意思決定支援ガイドラインを事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通して、障がい者の意思を尊重した質の高いサービスの提供を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障がい者等に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。	継続	社会・障がい者福祉課	

2. 相談支援の充実

現状と課題

障がい者が地域で生活するためには、日常生活に関わる様々な情報を入手したり、生活上の困りごと等を身近な場所で相談できる環境が必要です。

アンケート調査によると、困りごとや悩みの相談先は「家族・親族」が最も多く、他の機関より突出しています。一方で、ヒアリング調査結果からは、障がい者本人や家族がどこに相談していいかわからない、身近な相談場所が必要との意見も出されています。

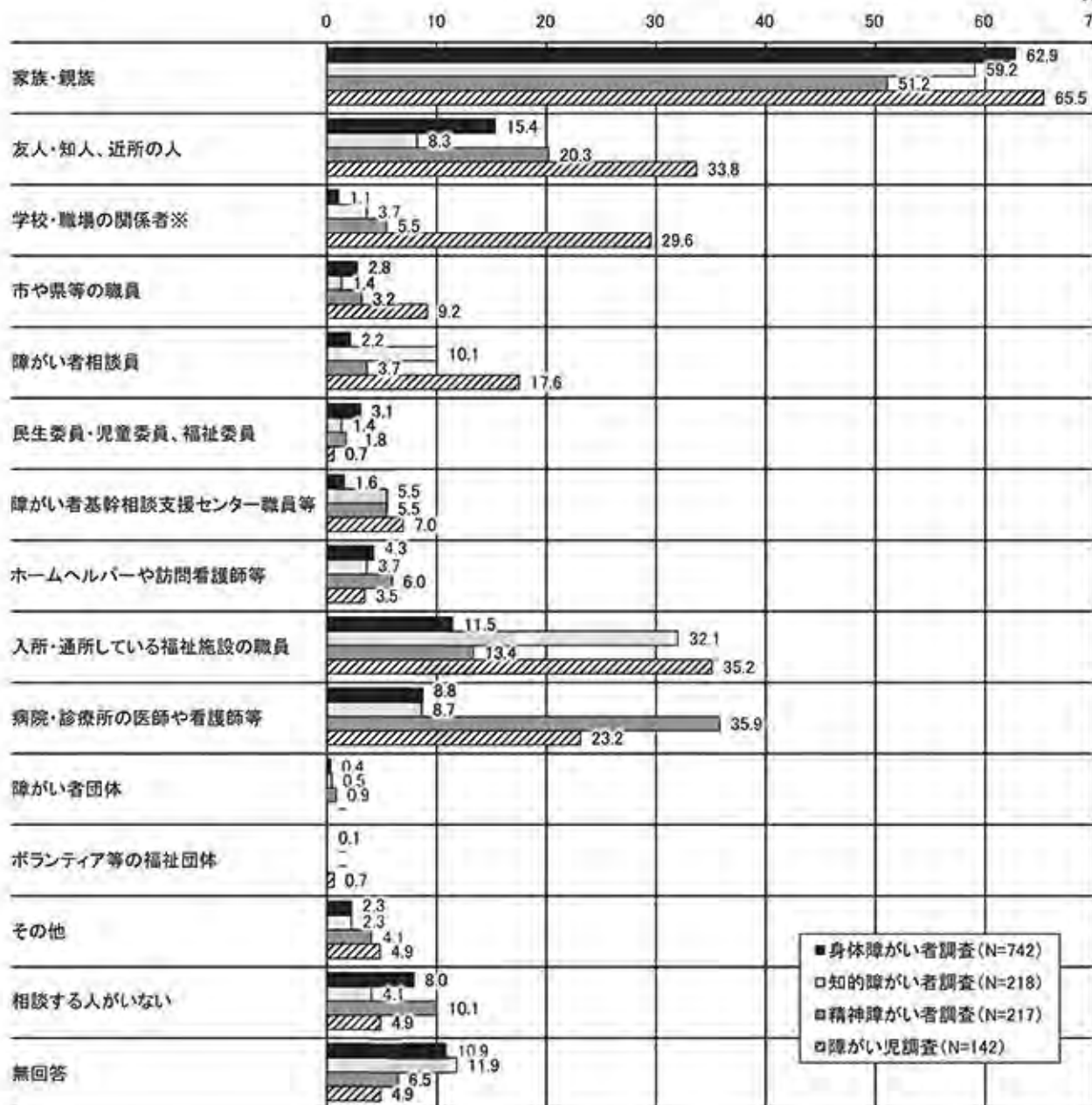
そのため、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備が必要です。また、関係機関間のネットワークを形成し、障がい者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制の構築が求められます。

そのほか、ピアカウンセリング、ピアサポート体制の強化等、障がい者同士・家族同士が行う援助として、有効かつ重要な手段である当事者等による相談体制のさらなる充実を図ることが必要です。



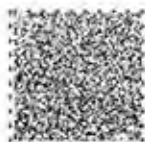
【困っていることや不安・悩みの相談先】

(%)



○当事者の声

- ・障がい特性を理解している社会・障がい者福祉課の方がすぐ近くにいる、連絡して相談できるという体制さえ作ってもらえれば、もう少し暮らしやすいのではないかと。
- ・各種障がい者の相談受付の強化と相談先の紹介等をお願いしたい。悩み事・困りごとをどこに相談して良いかわからない。

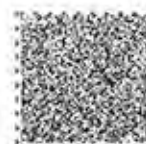


- 障がい者の生活面でのさまざまな困りごと等に関する相談支援事業の充実を図ります。
- 障がい者が一人ひとりの特性やニーズに応じて適切にサービスを利用できるようにするための「計画相談支援」について、関係事業者等に対する指定相談支援事業所設置の働きかけや情報提供を通じて、圏域における体制整備を図ります。
- 障がい者同士が行う援助として有効なピアカウンセリングの充実のため、当事者や障がい者の家族による相談活動を支援します。
- 障がい者が相談できる窓口の周知を図るとともに、各種相談窓口の相談員の資質向上に努めます。

具体的取り組み

(1) 相談支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
「基幹相談支援センター」における相談支援事業	2市1町で共同設置している「障がい者基幹相談支援センター」において、障がい者の日常生活上の相談対応や情報提供、福祉サービスの利用援助等を行う「相談支援事業」を実施し、地域における相談支援体制の充実を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者相談員制度	障がい者の在宅生活を支援するため、障がい当事者による日常生活上の相談への対応と、各種サービス利用に対する相談・利用手続きの援助等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい児・者相談会	NPO法人いいつか障害児者団体協議会等の主催により、サン・アビリティーズいいつかにおいて障がい当事者や家族などが相談に応じるピアカウンセリング等の相談会の実施を支援します。 (毎月第1土曜日：精神障がい者対象、第2土曜日：聴覚障がい者・精神障がい者家族対象、第3土曜日：全般的な相談、不定期：身体障がい者対象)	継続	社会・障がい者福祉課	



3. 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むためには、障がい者やその家族に対して、きめ細かな在宅福祉サービスが提供されなければなりません。

具体的には、居宅において生活支援や住宅改造、配食サービスなどの各種サービスを障がい者一人ひとりの支援の必要性に応じて適切に提供することが求められます。

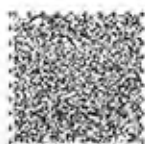
また、障がい者の社会参加を支援するため、外出のための移動支援とともに、日中活動の場や機会を提供することが必要です。

○当事者の声

- ・障がい者やその家族がサービスを利用しやすくするためには、サービスの中身をよく知ることだと思う。そのための周知が必要。

施策の基本的方向性

- 在宅で生活する障がい者が日常生活に必要な支援・介助を十分に受けられるよう、居宅介護等の各種障がい福祉サービスの基盤整備を図るとともに、日常生活用具の給付や訪問入浴、配食等のサービスを充実します。
- 障がい者の外出を支援するため、同行援護や移動支援等のサービスの周知と利用促進に努めます。
- 障がい者の家族への支援として、家族の就労や社会参加、休息及び緊急時対応として活用できる日中一時支援事業や短期入所等のサービスの周知と利用促進に努めます。
- 障がい者が自らの希望に応じて様々な日中活動を選択できるよう、サービスの質・量両面での充実や地域活動支援センターの機能の充実等に努めます。



具体的取り組み

(1) 在宅支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい福祉サービス（自立支援給付）の基盤整備	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護等）や短期入所等の障害者自立支援法における各種障がい福祉サービスの基盤整備に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者在宅サービス事業	調理の困難な障がい者等を対象とした配食サービス、寝具の乾燥等が困難な障がい者等を対象とした寝具乾燥及び洗濯サービス、外出して調髪することが困難な障がい者等を対象とした訪問理美容サービス、訪問による入浴サービス、緊急時の連絡手段の確保が困難なひとり暮らしの障がい者を対象とした緊急通報システムの設置等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
日中一時支援事業	日中に一時的な見守りを必要とする障がい児・者を預かり、家族の就労支援や休息の確保を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
補装具、日常生活用具等の給付	身体機能を補完・代替する補装具や、日常生活に必要な介護訓練支援用具・自立生活支援用具等の給付・貸与、住宅改修費の支給を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○

(2) 外出支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
同行援護	重度視覚障がい者の外出時において、移動に必要な情報の提供と移動の援護を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
移動支援事業	「同行援護」の対象者以外の障がい者が外出する際の支援を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
福祉タクシー利用券の交付	在宅の重度障がい者が、タクシーを利用する際のタクシー料金を助成する福祉タクシー利用券を交付します。	継続	社会・障がい者福祉課	○



(3) 日中活動支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
日中活動系サービス（訓練等給付）の基盤整備	生活訓練、機能訓練、就労移行支援、就労継続支援等の障害者総合支援法に基づく日中活動系サービスの基盤整備に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
地域活動支援センターの運営	障がい者に創作的活動・生産活動の場や社会との交流促進の機会を提供します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
日常生活訓練事業	サン・アビリティーズいづかで障がい者を対象に実施している文化・芸術に関する各種教室について、事業メニューの充実と参加促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
社会復帰対策事業	精神科病院に入院している精神障がい者について、退院・地域移行を促進し、また継続して地域で生活できるよう、関係機関との連携を図り支援体制の検討を行います。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
福祉機器の貸出し事業	障がい者や高齢者の方に対し福祉機器の貸出しを行い、在宅支援の推進や事業の啓発を図ります。	飯塚市社会福祉協議会
移送支援事業（ボランティア移送サービス）	障がい者等の社会参加支援のため、移送支援事業（ボランティア移送サービス）を実施します。	飯塚市社会福祉協議会



4. 住まいの確保

現状と課題

障がい者が、地域の中で安全・安心に暮らすことができる生活環境の充実を図るため、住環境の整備が必要です。本市では、公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修も必要に応じて対応しています。

今後は、関係団体等との連携のもと、一般住宅への入居を促進するとともに、緊急時の支援体制整備が必要となります。

このほか、障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホーム等の整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応できる体制整備も求められます。

施策の基本的方向性

- 地域での共同生活の場として、グループホーム等の基盤整備に努めます。
- 障がい者や高齢者に配慮した安全で住みよい公営住宅の整備に努めます。
- 障がい者の居住支援として、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」等の周知と利用促進に努めます。
- 自宅や地域での生活が困難な障がい者の生活の場である入所施設に対して、入所者の人権が尊重され、快適に生活できる施設環境づくりを要請していきます。



具体的取り組み

(1) 障がい者に配慮した住まいの確保

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
グループホーム等の基盤整備	障がい者が地域で生活する場としてのグループホーム等の基盤整備に努めるとともに、低所得の入居者に対する家賃助成（特定障がい者特別給付費の支給）を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
市営住宅の整備	「市営住宅ストック総合活用計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の建て替え、改善を計画的に実施します。建て替えの際にはユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、障がい者・高齢者等の入居に配慮した住宅づくりに努めます。	継続	住宅課	
市営住宅の入居申込要件の緩和	公募において、障がい等級が4級以上の単身者については、年齢を問わず一般向（単身者申込可能住宅に限る）住宅への申込みを可能とし、抽選によって入居することができます。また、障がい者専用住宅（単身者は申込み不可）に空きがある場合は、一般向住宅と併せて申込むことができます。	継続	住宅課	
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約により一般住宅へ入居する障がい者を対象に、緊急時支援等の体制整備を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	
入所施設の確保（施設入所支援）	自宅や地域での生活が困難な障がい者が入所できるよう、県等と連携して、必要な入所施設・定員の確保に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
住宅改造助成事業	在宅の重度障がいのある人がいる世帯に対し、住宅を生活しやすいよう改造する費用の一部を助成する事業です。	継続	社会・障がい者福祉課	



5. 生活安定のための支援

現状と課題

障がい者が地域で自立して安定した生活を送るためには、生活費の確保も重要な課題です。

アンケート調査によると、障がい者の抱える生活上の不安や悩みとしては「障がいや健康上のこと」と並んで「経済的なこと」と回答した人が多くなっています。

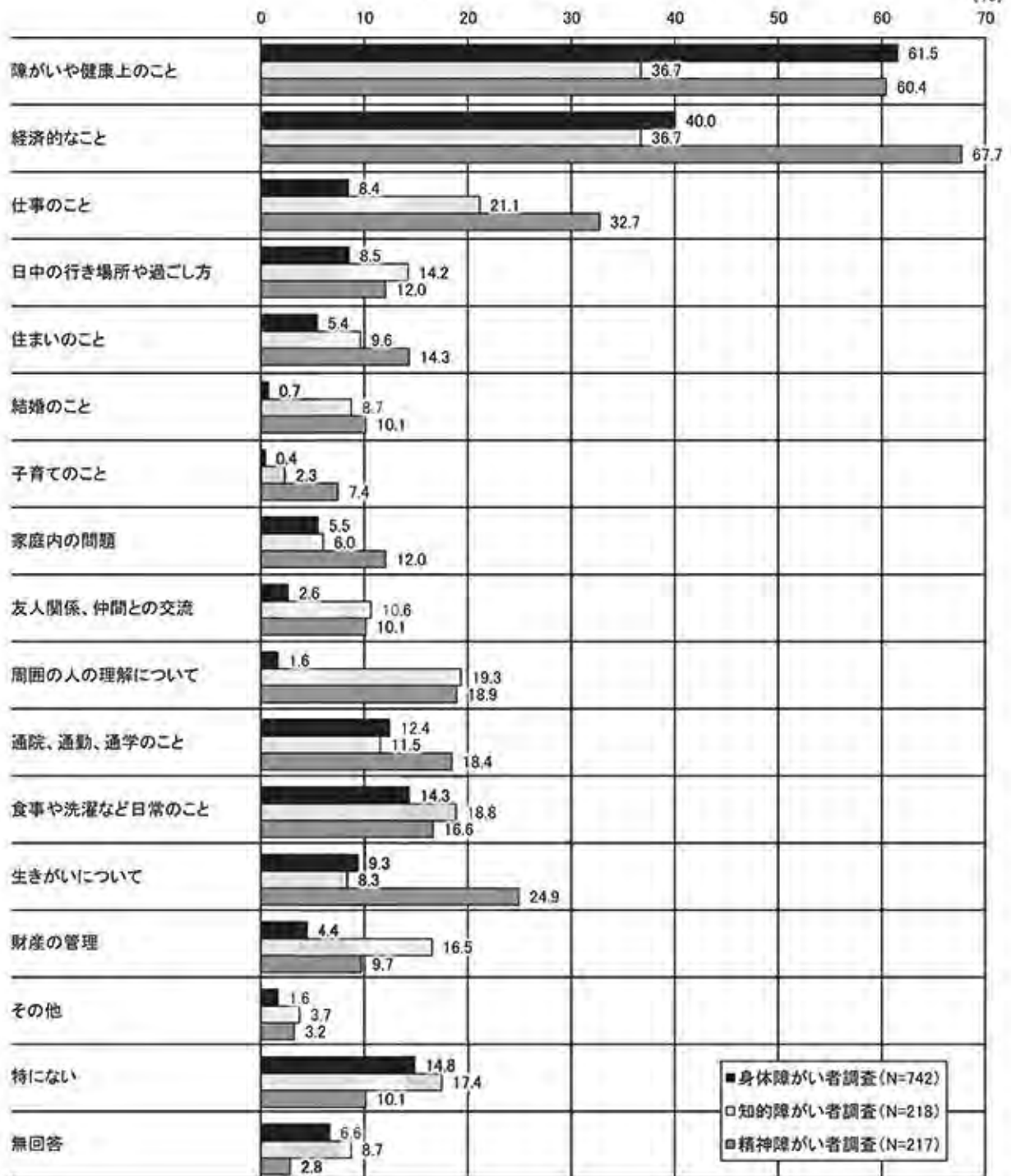
同じくアンケート調査によると、障がい者の多くは年金・手当で生活していますが、精神障がい者においては生活保護受給者も多くなっています。また、就労している障がい者でも月収額が7万円未満と答えた人は、知的障がい者で回答者の約6割、精神障がい者で回答者の約4割を占めており、厳しい状況に置かれていることがわかります。

このため、各種年金制度や手当、貸付制度、割引制度などの周知と充実に努め、障がい者の生活の安定を図る必要があります。

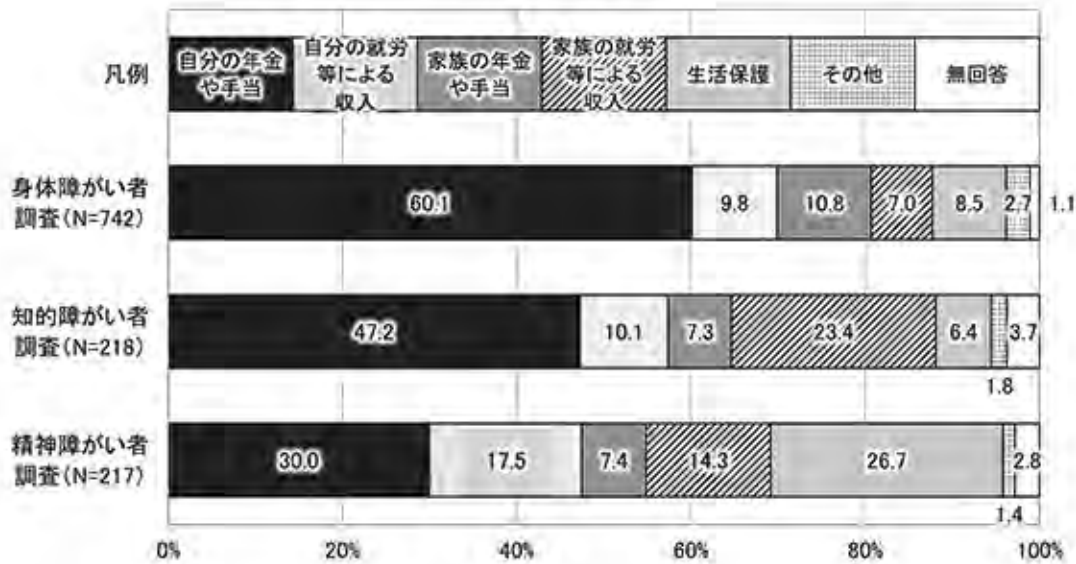


【生活上の不安や悩み】

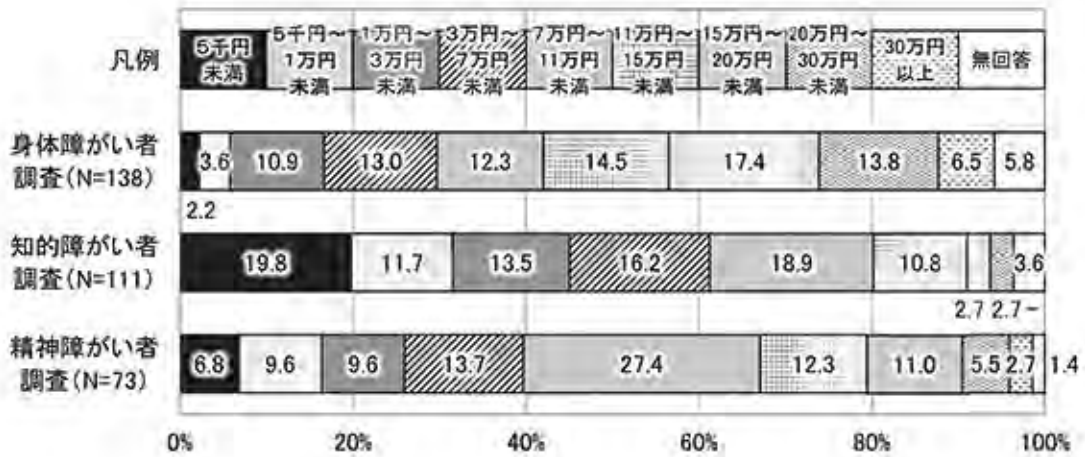
(%)



【生活費の状況】



【月収】



施策の基本的方向性

- 受給資格のある障がい者が、制度を知らないこと等により障がい年金等を受給できないことのないよう、各種年金・手当制度の情報提供に努めます。
- 障がい者を対象とした税の減免制度や各種割引制度等の周知に努め、利用促進を図ります。
- 飯塚市社会福祉協議会等の関係機関と連携して、各種貸付制度等の周知に努めます。

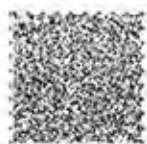
具体的取り組み

(1) 生活安定のための支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
年金・手当制度等の周知	広報やガイドブック等への掲載、障がい者団体の会合や各種講座・説明会等の機会を活用して、各種年金・手当や貸付・割引制度に関する情報提供を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
生活福祉資金貸付	障がい者世帯の自立助長のため、生業を営むために要する費用、住宅の増改築や補修等に要する費用、負傷又は疾病の療養に要する費用等の貸付を行います。	飯塚市社会福祉協議会



第7章 自立した生活のための就労支援の充実【就労】

1. 雇用の場の確保と拡大

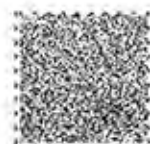
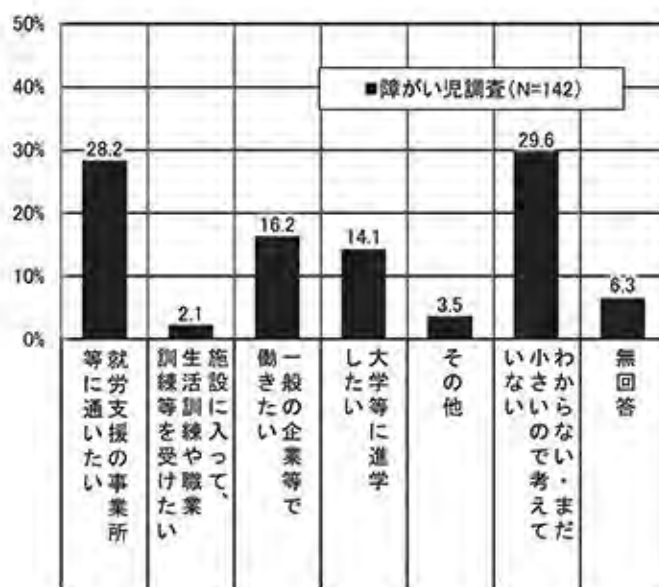
現状と課題

障がい者が自立した生活を送るためには、就労し収入を得ることは極めて重要な要素となります。

国ではこの視点に基づき、法律による障がい者雇用の促進を進めてきましたが、令和4年障害者雇用促進法改正では、事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上などが盛り込まれています。

本市においても、今後も引き続き企業・事業主に対して障がい者雇用に関する啓発や情報提供、指導を行うことにより、障がいを持つ方も就労できる職場環境づくりを進めていきます。また、就労に関する相談や障がいを持つ方に対する情報提供を進め、一般就労に向けた支援を行います。

【学校卒業後の進路希望】

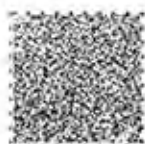


○当事者の声

- ・就労を希望する人に対して、いろいろな制度が整ってきた。障がい者を受け入れる企業が今後増えてほしい。
- ・就労については、障がい者向けの求人がない。鍼灸の資格を持っていても仕事がない。別途パソコンなどの資格を求められるものが多い。
- ・法定雇用率の対象とならない小規模事業所等でも、同様の雇用を確保してほしい。

施策の基本的方向性

- 公共職業安定所等の関係機関と連携して、民間の事業所・企業等に対し法定雇用率の遵守等の障がい者雇用への理解促進を図るとともに、改正障害者雇用促進法等の関連法制度についての周知に努めます。
- 公共職業安定所等の関係機関と連携して、トライアル雇用*やジョブコーチ支援制度*などの障がい者と雇い主の双方を支援する制度や、障がい者雇用に関わる各種助成制度等の周知に努め、各種制度の活用を促進します。
- 福岡労働局、公共職業安定所が実施している障害者雇用促進面談会など、障がい者の合同面接会や啓発事業等への参加を促進し、雇用機会の充実に努めます。
- 障がい者の市職員採用に積極的に取組、法定雇用率の遵守・向上に努めるとともに、インターンシップ制度*の構築や、障がい者が就労するにあたっての業務の整備やサポートのあり方等を研究しながら、臨時的任用等の検討を行い、障がい者の働く場の確保に努めます。



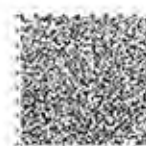
具体的取り組み

(1) 雇用機会の確保

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
公共職業安定所との連携	公共職業安定所と連携し、法定雇用率未達成企業への理解促進・指導や、障がい者の雇用に関する各種支援・助成制度の普及啓発に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
市職員採用（会計年度任用職員を含む）	障がい者の法定雇用率の遵守・向上に努めます。また、臨時的任用等さまざまな形態を検討しながら、身体・知的・精神の障がい種別にかかわらず、障がい者の働く場の確保に努めます。	継続	人事課	○
クリーンセンターリサイクルプラザにおける選別業務	クリーンセンターリサイクルプラザにおいて、NPO法人クリーンネット飯塚協議会が実施する障がい者の就労を支援します。（資源ごみ分別業務）	継続	環境対策課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
障害者雇用促進面談会	就労を希望する障がい者等を対象にした面談会を開催し、職種の多様化や求人数の拡大に努めます。	飯塚公共職業安定所
障がい者の職業相談コーナーの設置	障がい者の就職に関する相談員等を配置し、職業相談体制の充実に努めます。	飯塚公共職業安定所



2. 就労支援体制の充実

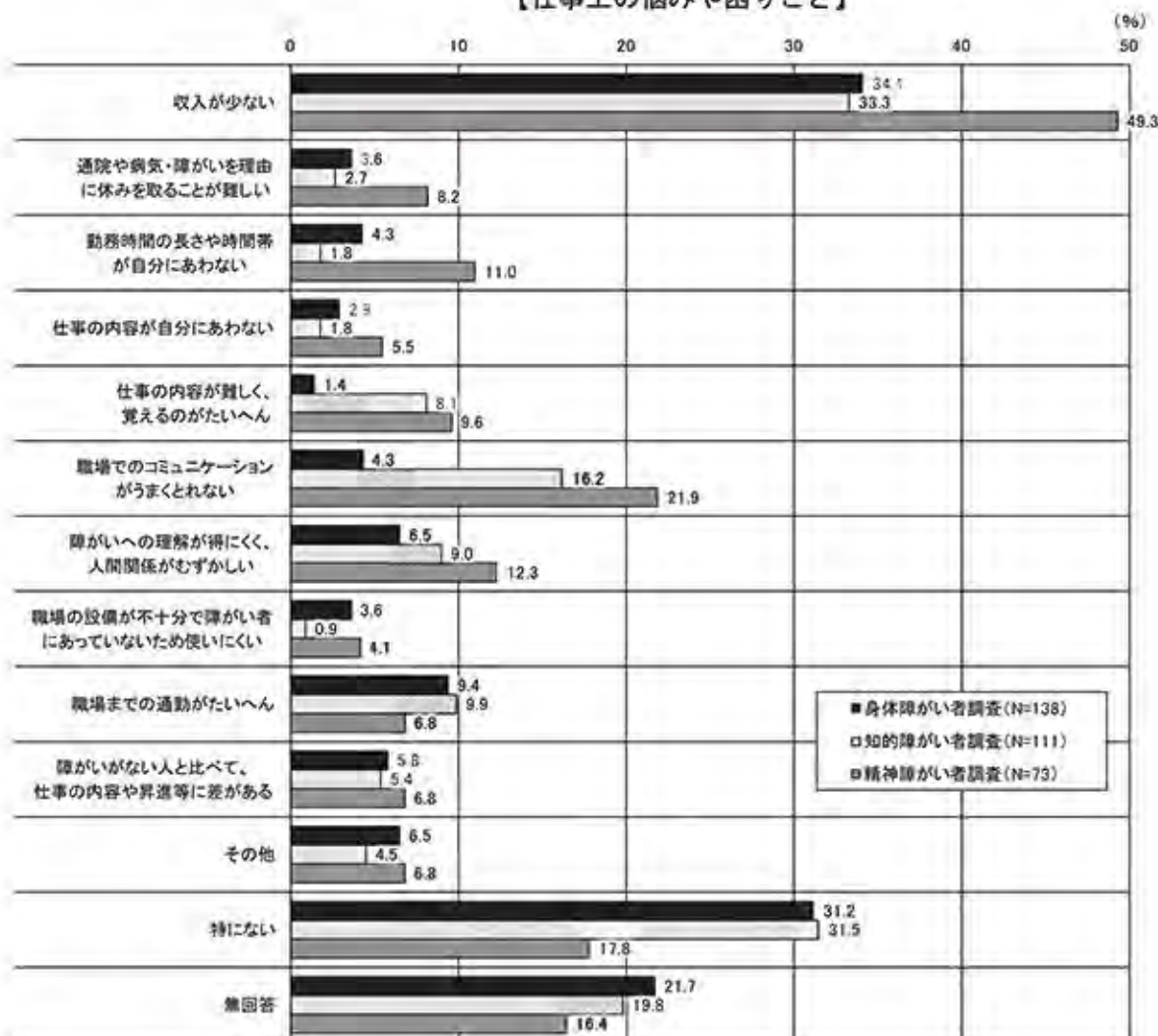
現状と課題

障がい者の就労にあたっては、就労先の確保とともに、障がい者が就労するために必要な技術、能力等を身につけることができるよう、さまざまな支援を行うことが必要です。

アンケート調査結果によると、仕事上の悩みや困りごととして、知的障がい者では「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」、精神障がい者では「障がいへの理解が得にくく、人間関係がむずかしい」が多くなっており、障がいの特性に応じた就労支援が求められています。

こうしたニーズに対しては、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の就労支援に関係する機関や学校、福祉施設、医療機関、事業所・企業等の障がい者の就労に関わる各分野の関係機関・団体が連携して、就労に関する情報提供や相談の受付、実習等による職業リハビリテーション、職場定着の支援に取り組むことが必要です。

【仕事上の悩みや困りごと】



○当事者の声

- ・法律で障がい者雇用の割合が定められている。障がい者でもできる仕事は多いので、事業所等は、実態を把握し、できるだけ多くの雇用を確保してほしい。

- 障害者総合支援法における就労移行支援事業等、一般就労移行のための訓練等に係るサービスの基盤整備に努めます。
- 公共職業安定所等の関係機関と連携して、トライアル雇用やジョブコーチ支援制度などの障がい者の職場定着を支援する各種制度の周知と活用促進に努めます。
- 障害者就業・生活支援センターとの連携を図り、障がい者の就労に関する支援の充実に努めます。

具体的取り組み

(1) 就労支援の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
就労移行支援事業	一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
職場実習生の受け入れ	障がい者に職場体験の機会を提供するため、特別支援学校の生徒のインターンシップをはじめとした職場実習生の受け入れに取組めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障害者就業・生活支援センターとの連携	就職活動や就労を行っている障がい者やその家族、または障がい者雇用を考えている企業等からの様々な相談に応じ、必要な訓練の実施や働くうえでの生活面の支援等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
就職準備講習会	障がいのある中学生を対象に、就職支援を目的とした職場実習を行います。	飯塚公共職業安定所



3. 福祉的就労の場の確保

現状と課題

障がいの特性や年齢等の事情から、一般就労が難しい障がい者も生きがいをもって働くことができるよう、福祉的就労の場を確保することが必要です。

しかしながら、障害年金と合わせた収入でも自立した生活を送ることは難しい状況にあります。

今後も「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき国及び地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等が供給する物品および役務を調達することによって福祉的就労の底上げを図り、障がい者の経済的自立を促進するための取組が求められます。

また、今後は就労継続支援事業所が、障がい者の福祉的就労の場としてより適正な運営ができるよう、事業所の経営力強化や工賃向上に向けた取組の検討を含め、必要な助言や支援を検討していくことも必要です。

○当事者の声

- ・福祉事業所の給与（工賃）を上げるための工夫も必要で、製品を商業ベースに乗せる必要がある。製品企画、製品の見せ方、包装の仕方、販売ルート、さまざまな管理者側のセンスが必要である。

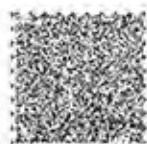
施策の基本的方向性

- 障害者総合支援法における就労継続支援事業等の福祉的就労に係るサービスの充実に努めます。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労支援施設等からの物品等調達を推進します。

具体的取り組み

(1) 福祉的就労の場の確保

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
就労継続支援事業 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な障がい者に対して、就労や生産活動の場を提供するとともに、就労に関する知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者就労施設等からの優先調達の推進	飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針に沿って、関係各課に対して優先調達に関する動きかけを行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○



第8章 多様な社会参加の促進【社会参加、文化芸術・スポーツの振興】

1. 地域活動への参加促進

現状と課題

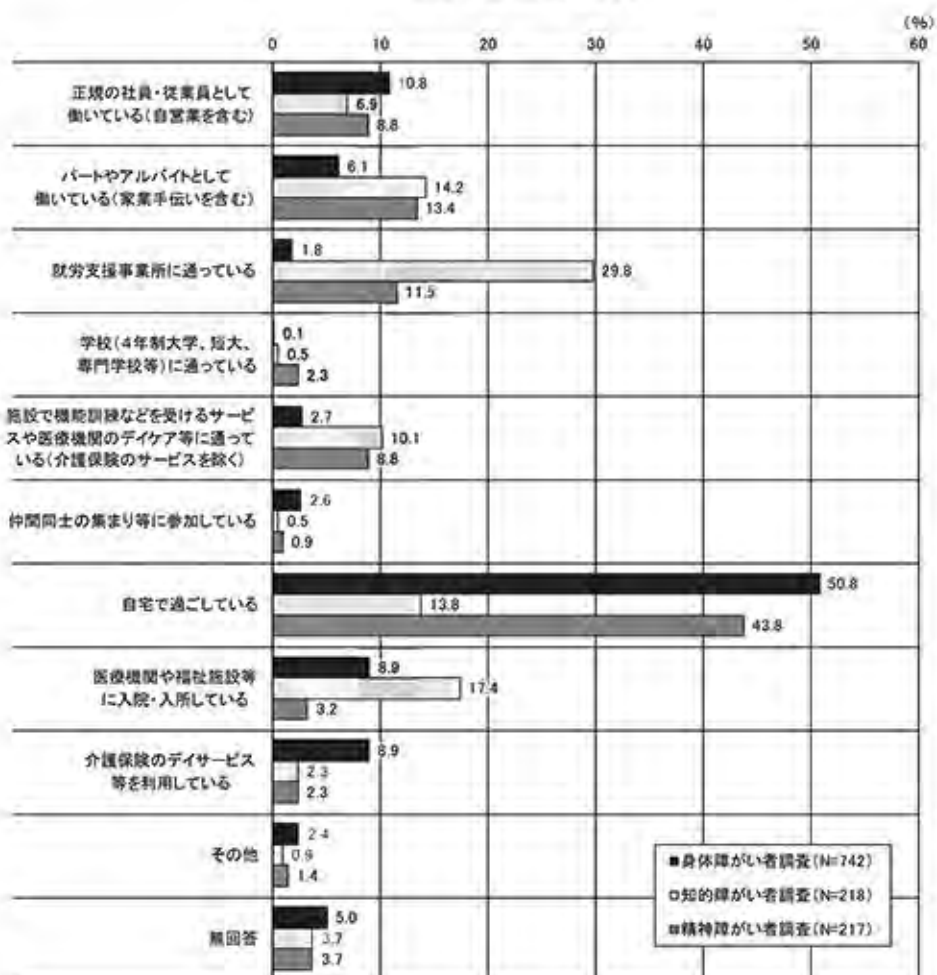
障がいがある人もない人も、ともに地域で暮らす者としてさまざまな地域の活動や行事に参加できる環境づくりが求められます。障がい者が地域活動に参加しようとする場合、地域活動に関する情報不足やコミュニケーションの問題、外出先におけるバリアフリーの問題など、さまざまな社会的障壁があることが考えられます。

アンケート調査結果によると、日中の主な過ごし方として、身体障がい者や精神障がい者の場合、「自宅で過ごしている」を選んだ人が回答者の半数を占めています。また外出の頻度については、「週に2～3回くらい」以下の頻度を選んだ人の割合が（障がい児以外では）約6～7割を占めており、自宅で多くの時間を過ごす傾向が強いことがわかります。

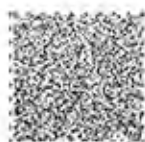
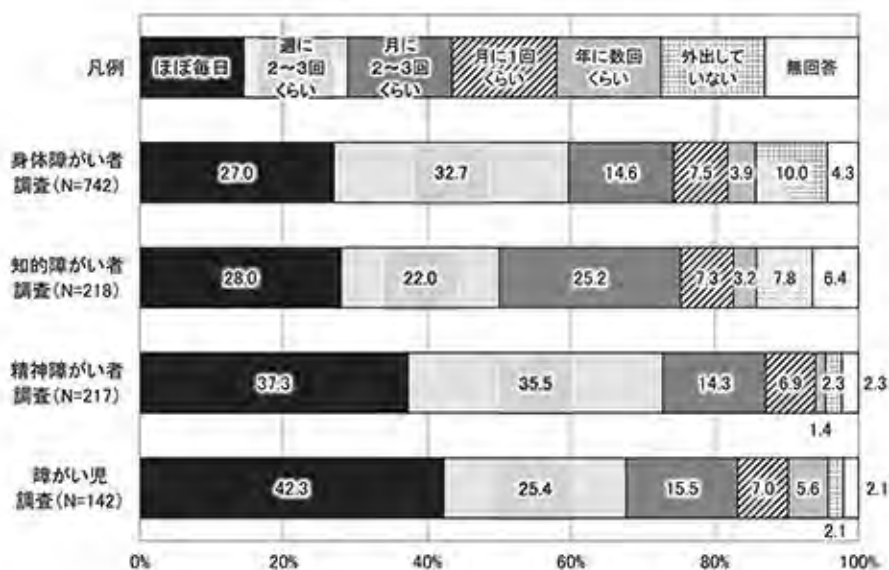
同じくアンケート調査結果によると、地域の人との付き合いについては、「会えばあいさつしあう程度」を選んだ人が最も多く、「自治会等の地域活動と一緒に参加する」などを選んだ割合は1割から2割未満と少なくなっています。



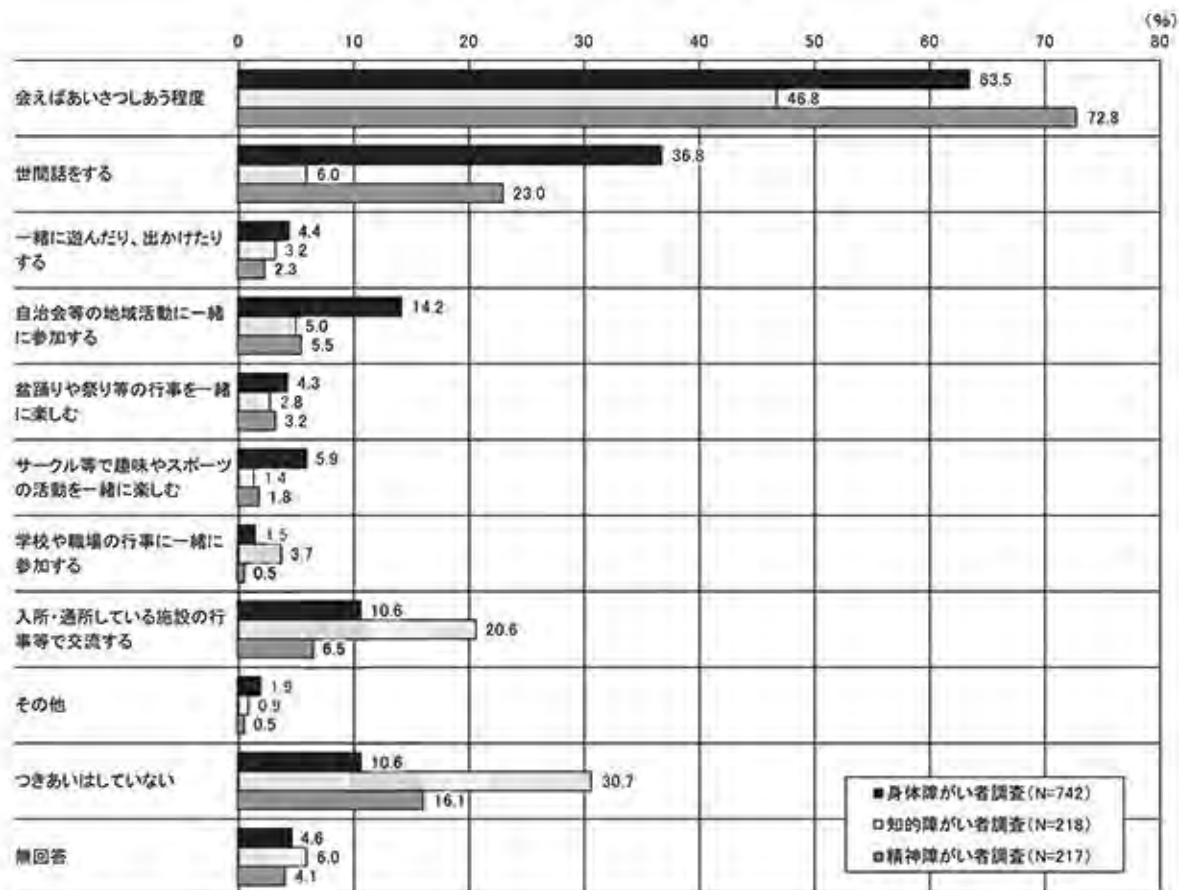
【日中の過ごし方】



【外出の頻度】



【地域の人とのつきあい】



○当事者の声

- ・地域といっても本当に入っていくのが難しいし、親も忙しい。仕事をされている人も多い。そこで行き場がなく、結局家族で解決しようとする人たちが増えてしまった。
- ・サービスがよくなってきている分、地域とのかかわりが薄れている。地域自体も今、コミュニティみたいなものがない。子ども会もない。近隣の付き合いも、今はないところが多い。



- 障がい者が地域の活動・行事に参加できるよう、地域の関係団体等と連携して、障がい者に対する情報提供や理解の促進など社会的障壁を除去するための取組を推進します。
- バリアフリーマップの活用を通じて、市内のバリアフリー施設等に関する情報提供に努めるとともに、障がい者の社会参加に関する市民意識の向上を図ります。

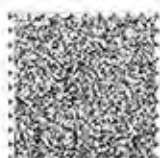
具体的取り組み

(1) 地域活動への参加促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
自治公民館等の整備	地域の活動拠点である自治公民館が、建物のバリアフリー化を進めるために、スロープや手すり等の改修をする際に補助金を出します。	継続	まちづくり推進課	
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がい者の社会参加・外出支援の一環として、自動車運転免許取得や所有する自動車の改造に関わる費用を助成します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
福祉バス借上の助成	障がい者の地域活動支援として、障がい者団体が実施する行事でバスを借り上げる際の費用を助成します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
予約乗合タクシー及びコミュニティバス等の運賃の障がい者割引	障がい者手帳所持者が予約乗合タクシー及びコミュニティバス（八木山地区及び桑曲地区スクールバスの一般混乗分を含む）を利用する際の運賃の割引を行います。	継続	地域公共交通対策課	
市営駐車場における駐車料金の減免	飯塚市営駐車場条例に基づき、障がい者に対する市営駐車場の駐車料金減免を行います。	継続	生涯学習課 建設政策課	
バリアフリーマップの活用	市内のバリアフリー施設や障がい者用トイレ（車いす、オストメイト [®] 対応）設置箇所等を示したバリアフリーマップについて、障がい者等への周知を図り、活用を促進します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
まごころ駐車場の整備	車の乗り降りに配慮が必要な障がい者や高齢者などが、公共施設や店舗等で特定の場所に車を停めて安全かつ安心して施設を利用できるように支援する「ふくおかまごころ駐車場」について、市内の公共施設等への拡大に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度障がいのある人に対して、修学に必要な身体介護等を提供することで、障がい者の社会参加を促進することを目的とした事業です。	新規	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
移送支援事業 (ボランティア移送サービス)	障がい者等の社会参加支援のため、移送支援事業(ボランティア移送サービス)を実施します。	飯塚市社会福祉協議会



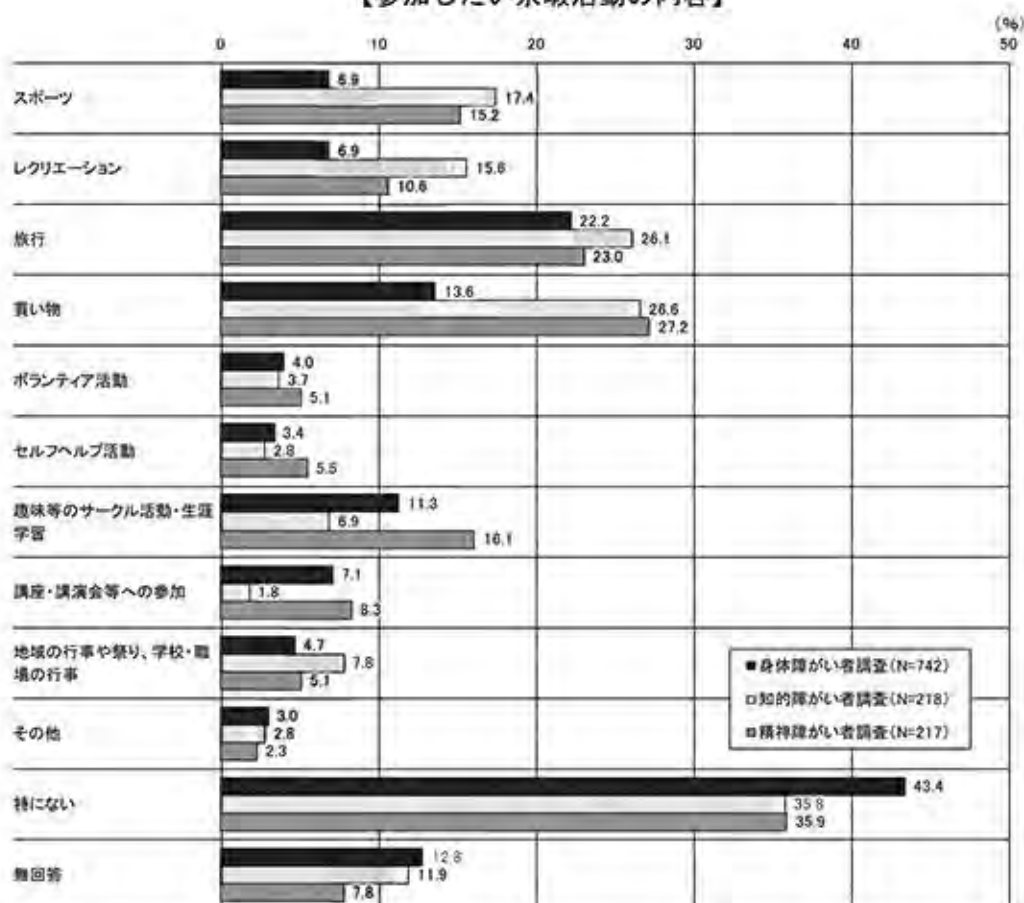
2. スポーツ・文化芸術・レクリエーション活動の促進

現状と課題

アンケート調査によると、障がい者が余暇活動としてやりたいことについては、旅行や買物をはじめ、スポーツ、レクリエーション、生涯学習活動等さまざまであり、障がいの有無に関わらず、自らの人生を主体的に生きることができるよう、身近な地域において楽しみや豊かさを体感できる環境づくりが求められています。

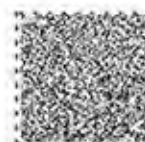
本市では障がい者スポーツとして「飯塚国際車いすテニス大会」の開催をはじめ「さわやかスポーツ大会」などさまざまな取組を進めており、またスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点として「サン・アビリティーズいづか」があり、今後も障がい者の社会参加を支援する本市の障がい者福祉に関わる貴重な社会資源として活用していくことが必要です。

【参加したい余暇活動の内容】



○当事者の声

- ・自閉症やダウン症の子どもたちにとって、運動はすごく大事。肥満の解消もあるが、運動をすることで精神安定を図る部分がある。もう少し知的障がい者のスポーツが広がっていくことを願っている。

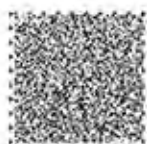


- 「飯塚国際車いすテニス大会」「さわやかスポーツ大会」等の各種大会の開催を支援するとともに、障がい者団体等と連携して周知と参加促進に努めます。
- 障がい者作品展などに関する広報活動の充実を図り、出展、参加機会の提供に努めます。
- 障がい者の学習活動、サークル活動への参加促進を図るため、公共施設使用料減免制度などの情報提供やその他の活動支援に努めます。
- サン・アビリティーズいづつかの管理運営について、指定管理者と連携し、障がい者がより利用しやすい環境づくりに努めます。
- サン・アビリティーズいづつかにおける障がい児・者の利用を推進します。

具体的取り組み

(1) スポーツ・文化・レクリエーション活動の促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
飯塚国際車いすテニス大会への支援	国際テニス連盟公認の飯塚国際車いすテニス大会への支援を通じて障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がいのある人とない人との交流促進や、市民のノーマライゼーションに関する意識の向上を図ります。	継続	スポーツ振興課	○
さわやかスポーツ大会	市内に居住する障がい者のスポーツを通じた健康づくりを図るとともに、大会に参加するボランティア等との交流を促進します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
ふれあいSTT（盲人卓球）大会	STT（サウンドテーブルテニス）を通じて障がい者間の親睦を図るとともに、ボランティアなどの参加を促進し、障がい者との交流を促進します。	継続	社会・障がい者福祉課	
障がい者アーチェリー大会	障がい者アーチェリー大会を開催し、障がい者の社会参加促進と、障がいのない人とのスポーツを通じた交流や情報交換の機会を提供します。	継続	社会・障がい者福祉課	
日常生活訓練事業	サン・アビリティーズいづつかで障がい者を対象に実施している文化・芸術に関する各種教室について、事業メニューの充実と参加促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
障がい者週間にあわせた作品展の開催	障がい者週間にあわせて、サン・アビリティーズいづつかや市役所において絵画や工作物などの障がい者の作品を展示し、活動の成果発表の場を提供します。	継続	社会・障がい者福祉課	○



(2)「サン・アビリティーズいづか」の活用

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者の活動の場の提供	指定管理者による適切な施設管理・運営により、障がい者の活動拠点施設としての充実を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい児・者相談会	NPO法人いづか障害児者団体協議会等の主催により、サン・アビリティーズいづかにおいて障がい当事者や家族などが相談に応じるピアカウンセリング等の相談会の実施を支援します。 (毎月第1土曜日：精神障がい者対象、第2土曜日：聴覚障がい者・精神障がい者家族対象、第3土曜日：全般的な相談、不定期：身体障がい者対象)	継続	社会・障がい者福祉課	
屋内プールの活用	障がい者のプール利用促進を図るとともに、障がいのある人とない人の交流の場として活用を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	
リフト付き車両の利用促進	サン・アビリティーズいづかで所有するリフト付き車両を、障がい者団体や施設利用者の送迎等に活用します。	継続	社会・障がい者福祉課	



3. 当事者・団体の自発的活動に対する支援

現状と課題

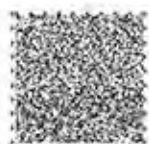
本市には、さまざまな障がい当事者の組織や団体が存在し、それぞれ独自の活動を展開しています。しかしながら、近年では多くの団体で新規加入者の減少や参加者の高齢化などが進み、活動が縮小傾向にあります。また、ヒアリング調査では、インターネットの普及により手軽に情報収集ができるようになった一方で、対面での交流や情報交換の場が少なくなっているとの意見もありました。

当事者の自発的な活動は、当事者同士の悩みや心配ごとを分かち合い支え合うだけでなく、地域社会に対する障がい者理解を促進し、障がい者の社会参加のきっかけづくりにもなっています。

こうした当事者の自発的な活動に対する支援・協力を行うことで、障がいを持つ当事者間の支え合い、孤立化の防止、地域社会への参加を進めていく必要があります。

○当事者の声

- ・会を始めた親たちも高齢化して、親自身が高齢者の施設に入ったり亡くなったりしているという問題を抱えている。(障がいを持つ)子ども自身も高齢化している。
- ・どこに相談に行ったらいいかという話はよく聞く。SNSなどを利用している方も多いようだが、結局それでは解決しない。対面で、自分や子どもについての話を聞いてくれる人がそばにいてほしいとのこと



施策の基本的方向性

○団体等が実施する各種活動に対して支援を行うとともに、障がい者手帳取得者等に障がい者団体等の存在を広く周知します。

具体的取り組み

(1) 当事者による交流活動等の促進

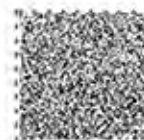
主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
ふれあいスクーリング	夏休み期間中に、市内に居住する小学生から高校生までの障がい児を対象としたスクーリングを実施し、障がい児の社会参加促進を図ります。あわせて、スクーリングに参加する学生ボランティアが障がい児とともに様々なカリキュラムに取り組むことを通じて、ボランティアとしての人材育成を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	
あすなろキャンプ	市内に居住する障がい児・者とその保護者等を対象に実施し、社会参加促進を図ります。障がい児・者が集団生活の中で様々なことを体験する場として、また同じ悩みなどを抱える保護者間の交流の場となるように、内容の充実に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○

(2) 障がい者団体への支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者団体の支援	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の当事者や家族が組織する団体を支援し、障がい者の自立更生、社会参加の促進を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
福祉バス借上の助成	障がい者の地域活動支援として、障がい者団体が実施する行事でバスを借り上げる際の費用を助成します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者団体等紹介パンフレットの作成	障がい当事者やその家族等で構成される団体等を紹介するパンフレットを作成し、団体等の周知に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
障がい児・者バスハイク	障がい児・者とその家族間の交流、ボランティアとの交流を促進するため、日帰りのバスハイクを実施します。	飯塚市社会福祉協議会



第9章 安全・安心なまちづくりの推進【生活環境】

1. 防災・防犯体制の整備

現状と課題

近年、全国的に大規模な自然災害が発生しており、障がいを持つ方々が、地域の中で安全・安心に暮らしていくためには、様々な防災対策とあわせ、災害時の避難体制の構築が重要です。

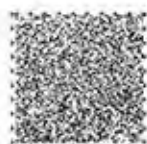
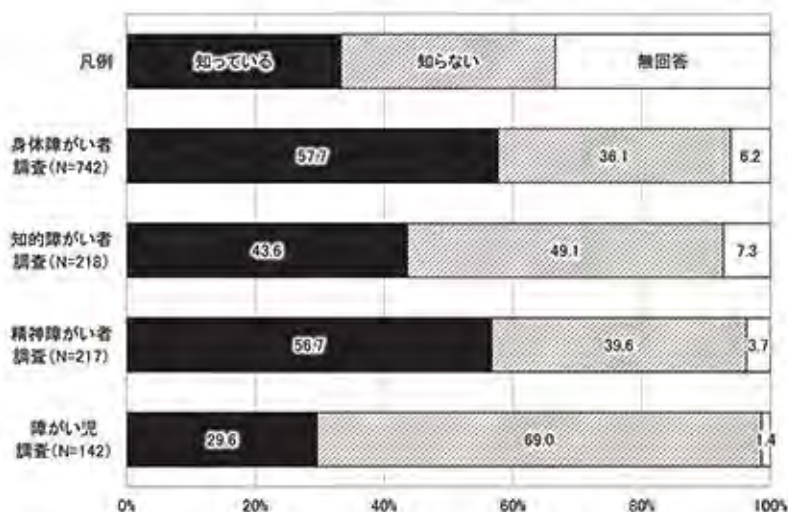
アンケート調査結果によると、自宅近くの災害時の避難場所を「知っている」と回答した人は、身体障がい者、精神障がい者では「知っている」が過半数を占めていますが、知的障がい者、障がい児では「知らない」の割合が高くなっています。その一方で、災害時の対策を「立てている」の割合は低く、防災に対する具体的な取組に向けた啓発が必要です。

また、同じくアンケート調査結果からは、災害が起きた場合に必要となる支援として「薬や日常生活用具等の備蓄」「医療的ケアの確保」「避難場所における多目的トイレなどの障がいに配慮した設備の確保」など、障がい特性ごとにさまざまな支援が求められています。

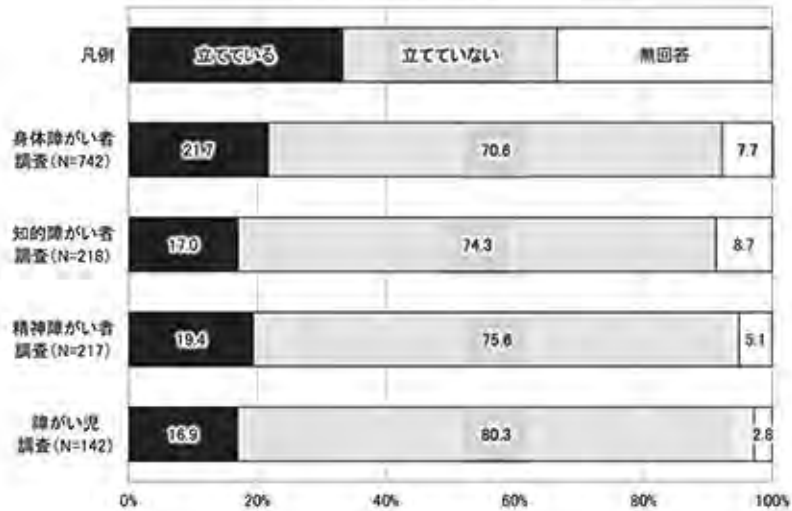
防犯については、高齢者や障がい者を狙った犯罪も発生しており、地域の見守りや情報提供が必要となります。

このほか、本人の意思に沿わない消費者トラブルなども発生していることから、被害の防止に向けた情報提供や相談対応も必要となります。

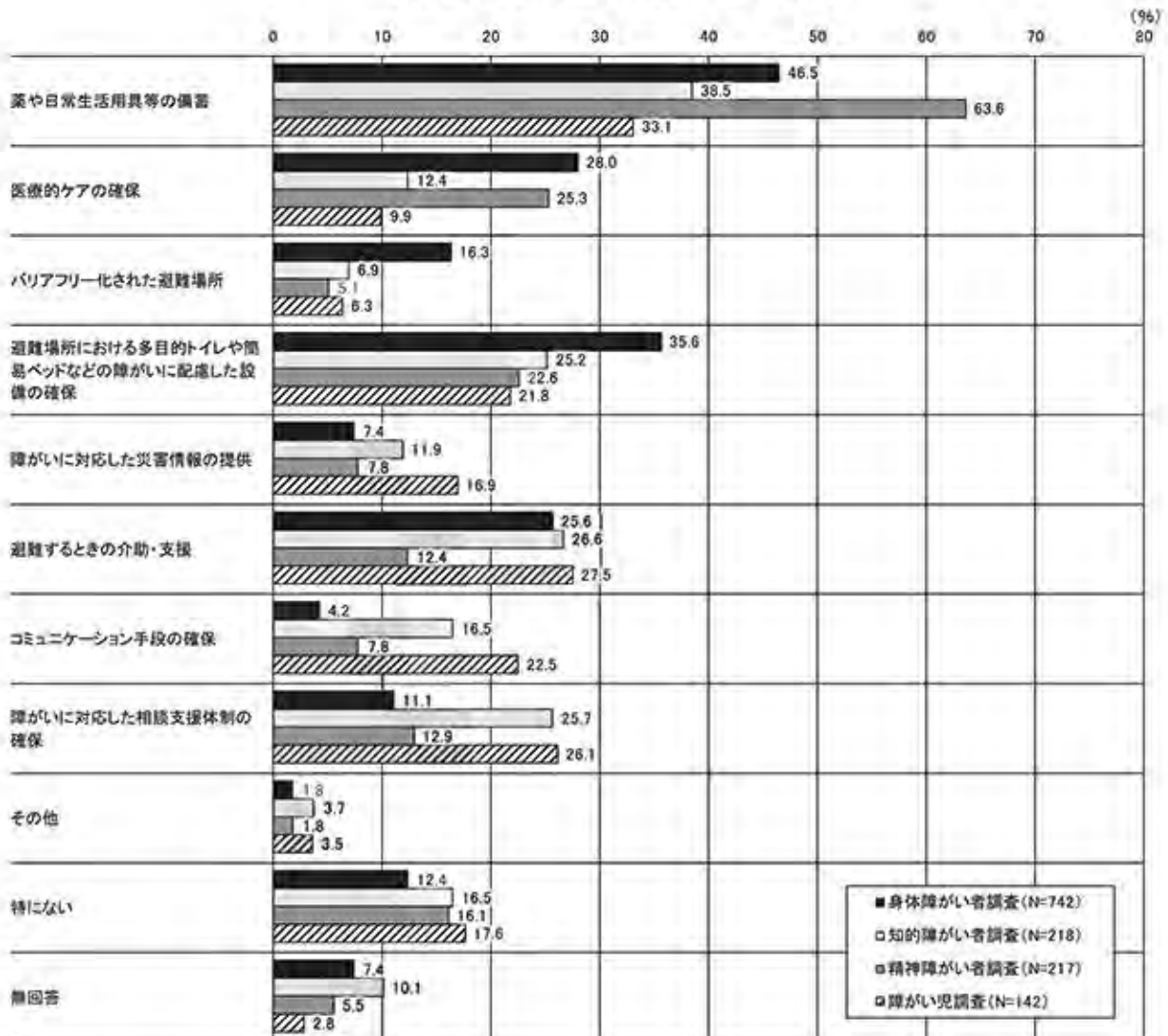
【自宅近くの災害時の避難先の認知状況】



【災害時の対策】



【災害が起きた場合に必要となる支援】



- 広報紙・パンフレット等により、防災知識の普及啓発と避難場所等の必要な情報を提供するとともに、避難場所掲示案内板等の設置を図ります。
- 飯塚市地域防災計画等に基づき、地域と連携した自主防災組織の設立や防犯ボランティアの育成を図ります。
- 福祉避難所の設置や必要な用具の備蓄など、障がいの特性に応じた災害時支援体制の確立に努めます。
- 消費者としての障がい者の利益を守るため、消費者トラブルに関する相談窓口やトラブルからの救済等に関する知識の普及を図るとともに、障がい者団体等と連携してトラブルの防止と早期発見に努めます。



具体的取り組み

(1) 防災・防犯対策の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
災害時要援護者に対する支援の充実	地域防災計画及び避難支援プラン*全体計画に基づき、避難支援プラン個別計画の策定や、災害弱者に対する避難所生活の支援拡充を推進します。また、避難等の際に支援が必要な障がい者等を把握するための台帳を整備し、迅速かつ的確な情報提供に努めます。	継続	防災安全課 高齢介護課 社会・障がい者福祉課	○
広報・ホームページによる防災情報の提供	広報いづかやホームページ等で、避難場所等も含めた様々な防災情報の提供に努めます。	継続	防災安全課	○
携帯電話のメール機能などを使った災害情報の発信	情報提供を希望する障がい者等の携帯・固定電話番号、メールアドレス、FAX番号等を登録し、災害や避難に関する情報を発信します。また、メールアドレスの登録が不要なエリアメールを利用して、高齢者等避難、避難指示等の緊急情報を携帯電話へ発信します。	継続	防災安全課	○
避難場所の確保・周知	地域における避難場所の確保と市民への周知を図るとともに、避難施設での障がい者用設備の整備に努めます。	継続	防災安全課 各所管施設	
福祉避難所の設置	災害時に援護が必要な高齢者や障がい者等が一般の避難所に避難した後に、障がい者等の二次避難所としての福祉避難所を設置します。	継続	防災安全課 高齢介護課 社会・障がい者福祉課	
災害時に備えたストーマ*装具の保管	災害時の避難生活に備えるためストーマ装具の備蓄を希望する人の装具を預かり、市役所本庁及び各支所に保管します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
地域における自主防災活動への支援	地域の関係団体等と連携して自主防災組織の設立を促進するとともに、地域単位でのハザードマップ*の作成を支援します。	継続	防災安全課	
防犯ボランティアの育成	地域の関係団体等と連携して、防犯ボランティアの育成に努めます。	継続	防災安全課	



(2) 消費者トラブルの防止

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
消費者トラブルに関する情報提供	障がい者の消費者トラブルの相談窓口や被害からの救済等に関する情報提供を行い、知識の普及を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課 市民活動支援課	○
障がい者団体等との連携	障がい者団体や地域住民等と連携し、障がい者をねらった消費者トラブルの防止と早期発見を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
災害救援ボランティア活動	市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づき、災害救援ボランティアセンターを設置・運営します。	飯塚市社会福祉協議会



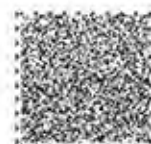
2. ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

障がい者が地域の中で安全に快適に暮らすことができ、主体的にさまざまな活動に参加するためには、誰もが利用しやすい道路や生活空間の整備が必要になります。

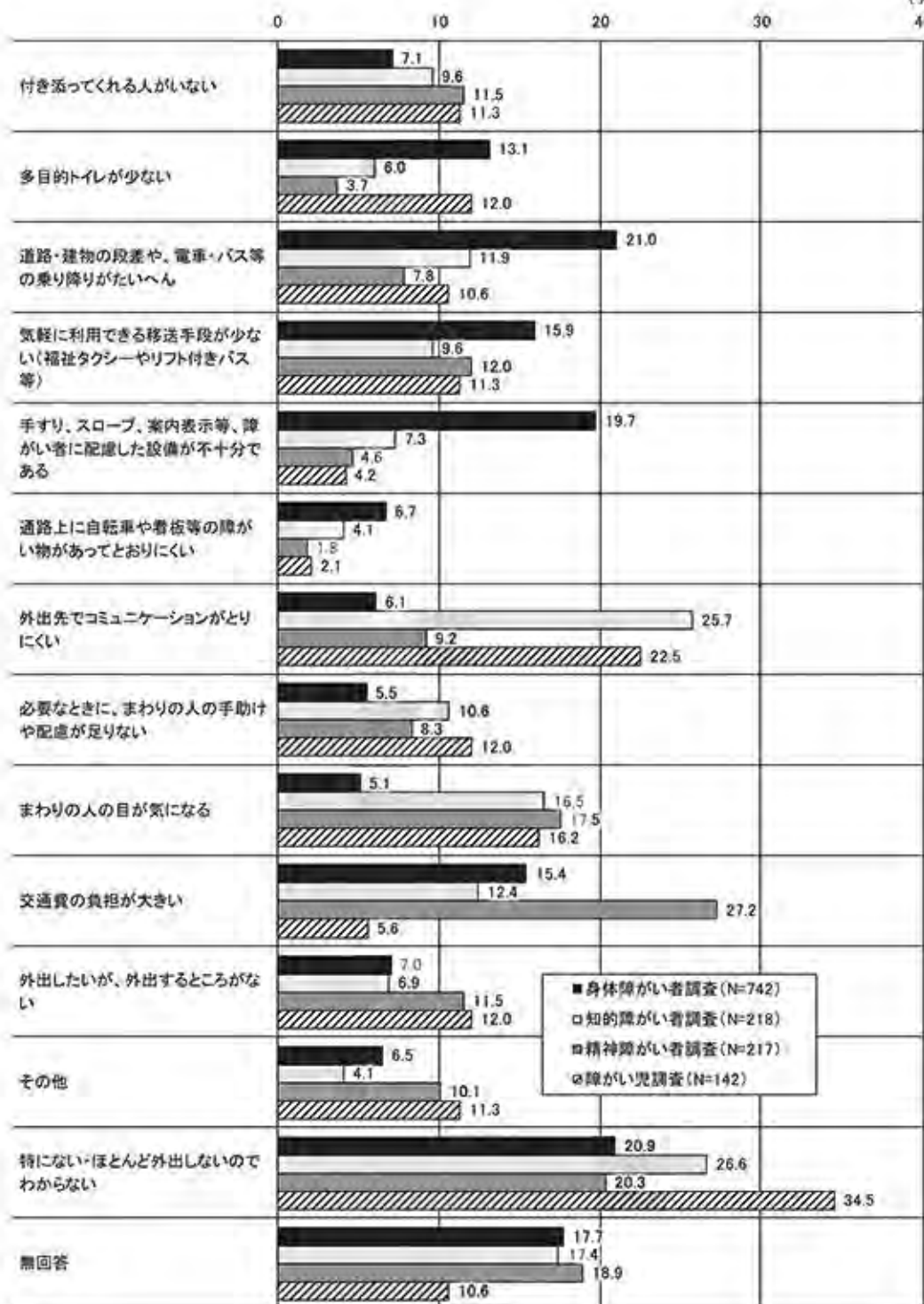
アンケート調査によると、身体障がい者については、外出先で不便や困難を感じることで「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」「手すり、スロープ、案内表示等、障がい者に配慮した設備が不十分である」などの割合が高くなっています。

こうした状況から、障がいの有無や年齢といった状況に関わらず、高齢者、妊婦、子ども連れなどさまざまな人たちが、社会生活をしていく上で、物理的、社会的、心理的なすべての障壁（バリア）を取り除くとともに、誰にとっても利用しやすくデザインするという「ユニバーサルデザイン」の考え方のもと、市役所等の公共施設や学校、社会教育施設などの市民生活に密着した施設の整備・改善が求められます。



【外出先で不便や困難を感じること】

(%)

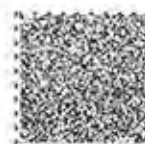


- 市民生活に密着した公共施設や市庁舎等の建設・改修等に当たっては、障がい者や高齢者等の関係団体の意見を反映させながら、障がい児・者の利用に配慮したバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づく施設・設備の整備を図ります。
- 障がい者や高齢者に配慮した公園、スポーツ・レクリエーション施設等の整備・改善に努めます。
- 道路環境の整備等にあたり、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。
- 拠点連携型の都市づくりに当たっては、障がい者や高齢者に配慮した生活空間の創出に努めます。
- 民間施設に対して、バリアフリー法や「福岡県福祉のまちづくり条例」等に関する啓発に努めます。

具体的取り組み

(1) 道路・生活空間の整備

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
道路改良事業	幅広い歩道の整備、段差の解消、視覚障がい者誘導ブロック等の設置促進を図ります。	継続	土木建設課	○
交通安全施設の整備 (交通安全対策事業)	障がい者等の交通弱者はもとより、すべての市民が安全・安心して通行することができるよう、道路反射鏡や防護柵の設置、歩道切り下げ等を行います。	継続	土木管理課	
公園施設・設備等の整備・管理	障がい者の利用に配慮した公園施設・設備の整備や維持管理に努めます。	継続	都市計画課	○



(2) 公共施設等の整備

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
公共的施設等整備事業	市庁舎等の施設のバリアフリー化等はもとより、施設までの道路改良や交通網確保等も考慮した総合的な視点による整備・改良に努めます。	継続	総務課 各施設所管課	○
学校施設の整備	小・中学校のバリアフリー化のため、各校からの施設・設備改善等の要請に適切に対応していきます。	継続	教育総務課	○
社会教育施設等の整備	公民館や交流センター、体育施設等で障がい者にとって利用しづらい施設について、エレベーターやスロープ設置等のバリアフリー化に努めます。	継続	生涯学習課 まちづくり推進課 各施設所管課	○
民間施設に対する啓発	不特定多数の人が利用する民間施設等に対して、県土整備事務所建築指導課と連携を図り、建築物に関する法令等の啓発に努めます。	継続	建築課	



3. 移動しやすい環境の整備

現状と課題

障がい者が外出時にバスや電車等の公共交通機関を利用する際には、施設や車両等において、視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由などさまざまな障がい特性に対応したバリアフリー化が求められます。

アンケート調査結果では、外出先で不便や困難を感じることで、身体障がい者で「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」の割合が高く、移動の際に困難を感じる人が多くいる状況が見受けられます。

今後は、障がいの有無に関わらず、誰もが様々な公共交通機関を利用して移動、外出ができるような関連施設整備や運行車両等の改善が望まれます。

施策の基本的方向性

- 障がい者の利用に配慮した交通機関の施設整備等について、事業者に要請していきます。
- 市営のコミュニティバス等におけるバリアフリー化を関係各課・機関等へ要請し、あらゆる市民の利用に対応できるよう、利便性向上を図ります。

具体的取り組み

(1) 障がい者が利用しやすい交通環境の整備

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
交通機関における各種バリアフリー推進の要請	施設や車両のバリアフリー化に加え、視覚障がい者や聴覚障がい者に配慮した音声誘導や案内板表示による情報提供などを交通事業者へ要請していきます。	継続	社会・障がい者福祉課	
市営の交通機関におけるバリアフリー推進の要請	コミュニティバスや予約乗合タクシーの運行事業における車両等のバリアフリー化について、関係各課・機関等へ要請していきます。	継続	社会・障がい者福祉課	



